

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
1	下品野連区自治会	-	2025/3/3	個人	1	瀬戸市はごみ問題に苦慮している都市である。その瀬戸市に大規模な産廃処分場を許せば、「ごみ処分場の適地」となってしまう。	-	2025/4/3		
					2	「東立テクノクラシーはアンドウ興業とは別法人であり、アンドウ興業が自治会と交わした協定を継承するものではないと認識しています。」という東立テクノクラシーの論理は成り立っているか。	○	2025/4/3	2025/5/9	アンドウ興業が自治会と交わした協定について、アンドウ興業が行っていた事業を東立テクノクラシーが引き継ぐ訳ではない点、売買契約が直接東立テクノクラシーと行われていない点から、協定に書かれている内容に関して、別法人である東立テクノクラシーが遵守しなければならないという法的拘束力がないと言えます。
					3	愛知県は森林法第5条に基づいて厳正に対処しなければならない。また国（国土交通省）は砂防法に基づいて厳正に対処しなければならない。	-	2025/4/3		
					4	瀬戸市は土地利用調整条例に基づいてアンドウ興業と自治会との協定事項を守らせるよう全力を尽くすことを求める。	-	2025/4/3		
					5	事業計画説明会は中止ないし延期されるべきである。	-	2025/4/3		
2	東明連区自治会	-	2025/3/17	個人	6	計画地付近の雨水の一部は表層水、地下水として西谷取水口に流れる地形であり、状況によっては汚染水が西谷取水口に流れ込む可能性がある。また、シートの経年劣化や埋め立て時の破損等により埋め立てた廃棄物で汚染された雨水等が破損箇所から流出する恐れがある。埋め立て完了後の防水シートの破損状況についての確認は不可能である。	○	2025/4/3	2025/5/9	西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					7	当該事業地は土砂災害警戒区域等に指定されていないが、周辺の地形は現警戒区域とほぼ同じ傾斜、形状、地質等の条件は同一であるため、豪雨等による土砂災害の危険性がある。	○	2025/4/3	2025/5/9	頂いたご意見として、県での愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく審査時に指摘があった際は、本内容を加味し、該当する森林法の開発基準に従い、安全な開発を行います。
					8	土地所有者と計画事業者が異なっている。企業の経営状況等によっては維持管理がされないまま放置される恐れがある。	○	2025/4/3	2025/5/9	本件については、法律上、事業者側が維持管理積立金を準備し、万が一事業者が維持管理の対応ができない状況になった場合に、後継事業者の原資として、積立金を使いながら維持管理を行うというルールになっているため、放置されるという恐れはないと認識しております。 法令に関する詳しい内容については、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度をご参照ください。
					9	瀬戸市による関係地域の設定理由が公表されていない。	-	2025/4/3		
					10	瀬戸市産業廃棄物等対策委員会等において、問題がないと判断した経緯、意見（特に上水道や土砂災害）、業者指導内容を公表してほしい。	-	2025/4/3		
3	東明連区自治会	2025/3/17	2025/3/18	個人	11	3/15の事業計画説明会にて、計画概要説明資料を配布資料に添付すべきと参加者から指摘があった。地元住民への「周知理解」には不十分で、再三の開催の必要がある。	○	2025/4/3	2025/5/9	3月15日の東明連区様での説明会内での質疑応答を受け、説明会内で表示させて頂いていた資料を、瀬戸市のホームページ及び東明連区のホームページで共有させて頂き、書面で必要な方には書面でのお渡しもさせて頂きました。 また、今後実施予定の説明会では、配布資料として準備させて頂くように準備しております。 今後の説明会に関しては必要に応じて開催の有無を検討します。
					12	新規事業計画書提案前に既存事業の廃止申請を行い愛知県側の現地確認・応急対応指示等を確実に処置するべきである。	○	2025/4/3	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。
					13	前々回の事業計画取下げについて、現在の経営者が把握していない。事業継承者としての姿勢に疑問を感じる。	○	2025/4/3	2025/5/9	意見としてお聞きます。
					14	前任者の締結の「協定書・申請書等」を後任者が承継義務はないとのことであれば、「廃止申請書」を早期に提出して、愛知県側の指示・確認等の完了後「新規事業計画」の提出をおこなうべきである。	○	2025/4/3	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					15	関連諸官省庁との事前協議・修正は行われていない状況で関係住民への周知を行い、短期間で意見書を集める行為は、事業者側のための申請書提出の必須条件を満たすだけである。	-	2025/4/3		
					16	行政側の説明会参加がないことについて理解しがたい。	-	2025/4/3		
					17	土砂採取行為や林地開発行為についての申請書が愛知県知事に提出されている。まずは既提出「申請書」通りの事業を完遂してから「新規申請書」を提出するべきである。	○	2025/4/3	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。
					18	民間の事業計画であれば、愛知県「最終処分場維持管理積立金制度」の対応が義務化されている。所管の愛知県に申請して、積み立てるべき維持管理積立金額の設定は、環境省の「維持管理費用算定ガイドライン」により今回の事業計画書に追加記載してほしい。	○	2025/4/3	2025/5/9	現説明会完了後に頂いた意見を考慮し、愛知県との廃掃法手続きにおいて、施設の増設・仕様変更などを加味した内容で、積立金がいくらになるのかが確定する流れとなります。県から指定のあった金額での積立となるため、現時点で事業計画書へ追記は行えないと判断しました。 また、概算でも数字を記載するとした際に、間違った情報が記録として残ってしまう恐れがあるため、その点を考慮し、対応を控えさせていただきます。
					19	東海環状自動車道に隣接している本計画の産廃盛土の造成について、国土交通省 中日本高速道路（株）名古屋支社多治見保全センターに確認をしたところ、事前協議の必要があるとの回答であった。事前協議を行い、今回の事業計画書に追加記載してほしい。	○	2025/4/3	2025/5/9	事前協議のタイミングにつきましては、全住民説明会が完了し、皆様からのご意見を踏まえたうえで、事前協議に入らせて頂く流れで進める予定となっております。
					20	最近「福岡方式（準好気性埋立方式）」が主体であるが、敢えて「嫌気性埋立」の本計画に対して、指導・是正を行わなかったのか。	-	2025/4/3		
					21	最終処分場として想定される「発送地点及び走行ルート・種別数量」及び「搬入車両の総重量・頻度」等の資料を提出・添付してほしい。	○	2025/4/3	2025/5/9	現時点で、決まった発送地点からの搬入予定は無いため、現事業を運用する中での予定としてのお伝えになってしまいますが、東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡）をメインに、一部関東からの廃棄物を想定し、搬入ルートに関しては、幹線道路を使用してもらう想定をしています。 搬入車両は、ダンプ車、クレーン車、アームロール車、パッカー車、コンテナ車等で、20t超～2tの大きさと思われます。1日の搬入台数は説明会の通り、往復110台を想定しております。
					22	活断層があり、予定震度7.7が想定されている状況では、「漏水遮断シート」の破断や「産廃盛土及び盛土堤体」の崩壊等の恐れがある。「採石採取事業」の完遂で「敷地復元・緑地化」の現状復帰が地元住民が許容できる限界である。	○	2025/4/3	2025/5/9	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定 of 最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。 － 提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、基準に従い安全性を確認しています。 － 提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 →断層と南海トラフは別なので削除しました(6/30)
4	效範連区自治会	-	2025/5/8	個人	23	活性炭の交換時期・選択方法（メンテナンス状況）を教えてください。	○	2025/6/5	2025/6/30	活性炭の交換時期は1回/8ヶ月、飽和された活性炭は活性炭メーカーに引き渡します。
					24	キレート材の洗浄時期及び交換時期の選択方法を教えてください。	○	2025/6/5	2025/6/30	キレート樹脂塔は下向通水のみで基本洗浄は行いません。 ただし異物等によるつまりが発生した場合、処理水で洗浄を行い洗浄水は流量調整槽に戻され再処理を行います。 飽和されたキレート材は廃棄物処理施設にて焼却処理する予定です。交換時期については、搬入数量や搬入品目により異なります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					25	廃水処理設備の運転者の有無、管理者の管理時間及び日数を教えてほしい。	○	2025/6/5	2025/6/30	処理設備の運転者は当社の社員で、最終処分場技術管理者の有資格者が管理を行います。 管理者の管理時間及び日数は、原則営業日で行いますが、必要に応じて実施します。 設備は基本的に24時間自動運転で、夜間、休日は重要な故障、異常警報については複数の担当者に通知されるシステムを採用する予定です。 また1週間に1回の点検も行います。
					26	処理水の分析回数が少なすぎる。 ①水銀を含む処理水（汚泥）がある以上、週に1回は必要ではないか。 ②重金属及び有害物質の分析が月1回では不足している。1～2週間に1回以上必要ではないか。	○	2025/6/5	2025/6/30	現時点では、法令基準に従って示させていただいています。 今後の県との協議においてご意見を参考に、分析回数については検討を行っていきます。
5	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	27	馬ヶ城浄水場からわずかな距離に、産業廃棄物の処分場を作ることは反対である。水銀、アスベスト、薬剤などが土壌に染み込む可能性があり、重篤な健康被害が出るかもしれない。	○	2025/6/5	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
6	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	28	瀬戸市には愛知県内の産業施設の約3分の2が集中していて、市内は処分場だけである。これ以上処分場を作らないでほしい。	○	2025/6/5	2025/6/30	意見としてお聞きます。
7	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	29	産業廃棄物処理場を馬ヶ城浄水場の近くに作ったら、市民の水に危害を加える可能性が高い。	○	2025/6/5	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
8	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	30	いかなる理科学的根拠があったとしても反対である。愛知県の産業廃棄物は瀬戸市以外で処分してほしい。	-（関係住民外）	2025/6/5		
9	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	31	馬ヶ城浄水場近くに産業廃棄物処分場計画は反対である。イタイイタイ病のようになったら困る。瀬戸市は産業廃棄物が多すぎる。	-（関係住民外）	2025/6/5		
10	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	32	私たちの貴重な水源が汚染の危機にさらされている。水は生命の源であり、一度汚染されれば回復には長い時間がかかる。	-（関係住民外）	2025/6/5		
11	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	33	水源の汚染は健康を脅かす。有害物質が地下水に浸透すれば、飲料水だけでなく農作物にも影響を及ぼしかねない。	-（関係住民外）	2025/6/5		
12	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	34	巨大産業廃棄物処分場が建設されれば、地域の生活に大きな影響を与えることは避けられない。私たちは安全で清潔な水を次世代に残す責任がある。	-（関係住民外）	2025/6/5		
13	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	35	水資源の保護は、法律や倫理の観点からも重要である。企業の利益を優先するのではなく、地域の生活環境の維持と持続可能な発展を考慮した決定が求められる。関係機関には厳正な審査と対応を求める。	-（関係住民外）	2025/6/5		
14	水南連区自治会	-	2025/5/13	個人	36	環境保全対策書内の土地利用計画図の現況（開発前）は造成緑地になっているが、環境保全対策がなされていない。環境保全に対する、特に自然環境の保護をどう考えているのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
15	水南連区自治会	-	2025/5/13	個人	37	汚水の処理過程で悪臭等の対策はされているか。	○	2025/6/5	2025/6/30	悪臭が発生するものは受け入れず、即日覆土も行うため、処理過程での悪臭発生は基本的にありませんので、悪臭対策は行っていないです。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
16	菱野連区自治会	-	2025/5/14	個人	38	説明会資料9pの処理水のpH等の項目を法令基準値以下にすることが最も大切である。	○	2025/6/5	2025/6/30	意見としてお聞きます。
					39	説明会資料47p～51pまでの水質で環境予測が示されているが、実際に造成工事が着工され、施設が完成し事業が開始した後の定期的及び迅速な水質検査と公表がされなければならない。	○	2025/6/5	2025/6/30	水質分析結果につきましてはホームページ等にて公表いたします。
					40	説明会資料47pの水質調査地点について、2箇所は最低の数である。特にNo.2の矢田川・屋戸橋付近の水質調査は、山口地区・菱野地区・本地地区の農業地域に影響を及ぼすため、正確・迅速な調査及び調査結果の公表を望む。	○	2025/6/5	2025/6/30	屋戸橋の水質については、供用時には年間を通した調査を実施する計画としております。調査結果は、農事組合様への連絡を予定しております。
					41	説明会資料50pの「農業用水のための維持管理」では「3月から8月に月1回農業用水基準項目の測定」とあるが、出水期であり、稲作に大切な水の供給時期となる「3月から9月末」に最低でも月2回以上の測定をするべきである。 また、その結果を企業のHP等で公表するだけでなく、3地区の農業組合代表（会長）にも速やかに報告されるべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	測定時期や測定頻度、また、測定結果の公表等については、今後、農事組合様と相談して参りたいと考えております。
17	山口連区自治会	-	2025/5/16	個人	42	猿投山断層に対する調査結果は平成21年当時のもので、現在は約1.1kmではなく0.6kmよりも近くに存在しているという情報があった。	○	2025/6/5	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					43	崩壊土砂流出危険地区に指定されている場所に、人体に有害な15種類もの産廃を保管する計画は恐ろしい。	○	2025/6/5	2025/6/30	開発基準に則り安全な開発、施設整備、施設運営を行います。
18	長根連区自治会	-	2025/5/16	個人	44	水が飲めなくなる心配は大きい。	○	2025/6/5	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					45	瀬戸市内で出るごみを処理しなければならないのはわかるが、県内の3分の2を引き受けていることに納得できない。	-	2025/6/5		
19	本地連区自治会	-	2025/5/19	個人	46	猿投山北断層までの距離について、より精度の高い国土地理院の「都市圏活断層図」で測定したところ、計画位置からは0.6kmの位置を通過しているため適切ではない。	○	2025/6/5	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					47	国の地震本部の報告によれば「恵那山-猿投山北断層帯では全体が1つの区間として活動する場合M7.7程度の地震が発生する可能性がある。またその時、断層帯の西半部（山路町周辺）では2～3m程度の右横ずれが生じると推定される。本断層帯は今後30年間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」と説明されている。令和6年1月1日の能登半島地震（M7.6）では、最終処分場が4箇所被災した。それより大きなM7.7程度の地震が発生する可能性があるとなると、想定被害は能登半島地震より大きなダメージを受けることが予想される。本計画は水源汚染の可能性も含め地震防災上において適切ではない。	○	2025/6/5	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としまでも、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
20	長根連区自治会	-	2025/5/19	個人	48	どのようなシートを敷こうが、「永久に大丈夫」ということはない。なぜ人家も近く、大切な生活用水が流れ、取水口が近いこの場所でなければならないのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	処分場を設計できる規模の土地が簡単には見つからないため、現状が最善ではないにしろ、最良であると考えています。隣接する当社の敷地で、今日までに処分場の運用を2か所で行わせて頂いており、現状も県の審査を受け、優良認定を頂いているため、本件も同等以上の厳密な運用管理により、生活用水や飲料水へも影響なく運用できると考えています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
21	道泉連区自治会	-	2025/5/19	個人	49	本計画は水道水源集水域（馬ヶ城浄水場）河川に隣接しており、様々な要因で飲用水が汚染させる事態になればその被害は甚大である。持ち込まれる有毒化学物質は様々だが、近年「有機フッ素化合物」（PFAS）が家庭の水道水等から国の暫定指針値を越える汚染が検出され問題となっている。汚染源は様々であるが最終処分場もその一つである。上記物質は様々な製品の製造過程で使用され、汚泥のみならずその他の廃棄物への混入も考えられる。排出事業者が適切な対応をする保証はなく、搬入をチェックすることは現実的に不可能である。	○	2025/6/5	2025/6/30	まず、排出事業者が適切な対応をする保証という点について、搬入前の廃棄物について、法令に基づいた汚染物質の分析を行い、受入基準に該当しないものは、そもそも法令上、契約ができない点。契約内容と違うものが搬入されていることが判明した場合は、法令上の違反行為となるため、その責任を排出事業者側に追って頂き、搬入されたものを持ち帰って頂くことになる点から、現状不安に思われている点にも対応可能だと考えます。 PFASについては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、該当の物質を十分に取り除けると考えております。 また、浄化に利用した後の使用済みの活性炭については、活性炭メーカーに引き渡し、仮置き等も起さない運用を考えております。
					50	問題は東山路川へとつながる東側の小流域で、地形的に東海環状道を挟む処分場敷地の尾根からも地表、地下から水が集まると考える。また、防水シートから汚染水が漏れ出した場合、取水口へと集まる。「漏水検知システム」を設置し、検知した場合どう対処するのか。補修できるのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	漏水を検知した場合には、埋立が浅い場所についてはオープン掘削により補修を行います。また、深い位置の補修についてはライナープレートなどによる直掘りを行い破損箇所の補修を行います。
					51	猿投断層はM7.7が想定される活断層で、周期は長いが、内陸型の地震が発生するリスクが高まっている。1キロ離れているから安全というのは過小評価ではないか。説明会でも設備の安全面のみが協調され、事故が起きたときの対応など、危機管理に対する説明は不十分であり、再度説明の機会を求める。	○	2025/6/5	2025/6/30	事業者としましては、断層との距離が1.0Kmだから安全と言っておりません。現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
22	山口連区自治会	-	2025/5/23	個人	52	説明会を受けたが極めて不満足であった。産業廃棄物処理場としての技術的な高さを誇る内容を語って、何も知らない住民を困惑し「安心安全」なものだから受け入れるのは当然という結論にもっていこうとした。弁護士を同席させたのも「威嚇」にみえた。	-	2025/6/5		
					53	人体に害をなす危険な産業廃棄物も搬入される。そのようなものが2～30年で無害化するというエビデンスはどこにあるのか。また、PFASなどの影響も懸念される。その無害化に何年かかるかということの根拠はまだ報告されていないのではないか。	○	2025/6/5	2025/6/30	「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化することではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。
					54	瀬戸市は既に9つもの処分場を引き受けており、その道義的社会的義務は既に果たされている。なぜ瀬戸市だけが更にこの義務を背負わなければならないのか。	-	2025/6/5		
					55	当該地は土取り後は森林機能を回復すると愛知県に約束して許可を得たはずである。どの会社が開発を行っても同じプロセスを取るべきなのに、アンドウ興業が途中で他の会社売却した途端、新しい会社の方針が「土取り後の森林機能復活は必要なし」でもそれで良しとなるのはおかしい。約束や許認可をどう考えているのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					56	今回の説明会は説明が全くされていない。今後、今度こそ誠実な説明会を開催するべきである。その条件はアンドウ興業の責任者を伴うものである。そして森林回復を行う意志があるかどうかを明確に語る会とするべき。	○	2025/6/5	2025/6/30	分かりやすく説明しているつもりですが、ご理解いただけない部分があったことは真摯に受け止めます。 アンドウ興業の責任者を伴わせる権限は私共は持ち合わせておりません。森林回復については埋め立て終了後、行う意思があります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					57	瀬戸市も住民の安心安全な生活を守るとおいう姿勢をはっきりと示してほしい。「馬ヶ城の水源を守り、市民の飲み水を守り、安心安全な生活を守るために瀬戸市は存在している。」「瀬戸市長及び市役所は市民を守る。」と明確に宣言してほしい。	-	2025/6/5		
23	山口連区自治会	-	2025/5/23	個人	58	東立テクノクラシーは東明連区自治会とアンドウ興業との間で締結された協定の内容を知っているにもかかわらず、説明会でアンドウ興業とは別会社であることを説明して、「事業用地登記情報一覧」と海青との「土地所有者同意書」だけしか公表していない。協定内容を知っているのであれば、瀬戸市民にも内容を公表するべきである。	-	2025/6/5		
					59	事業計画の調整池は名古屋気象台の30年確率雨量のデータでしか容量等の計算がされていない。瀬戸は名古屋より降水量がはるかに多い。山路町の1年間の降水量を測定して、調整池の容量等の計算をするべき。	○	2025/6/5	2025/6/30	過去のデータを統計的に使用するので、データの信頼性が重要と考えます。気象庁による測定が行われている気象台、アメダス等のデータを使用することは妥当であると考えます。
					60	土砂災害マップでは、山路町は土砂災害警戒区域や特別警戒区域が至るところにある。計画地から248号線に通じるあたりにもあり、例外ではない。また、山路川・赤津川付近もあり、大雨による土砂崩れで川がせき止められ決壊した場合は、下流域の矢田川周辺の洪水も想定され、人命に関わる。過去に矢田川流域では洪水も起きている。	○	2025/6/5	2025/6/30	開発基準に則り、関係機関との協議を行って、安全な開発を行います。
					61	計画地近くに活断層がある。南海トラフ地震で活断層が動く可能性があり、事業計画地は最終処分場として安全とはいえない。また、説明会では活断層までの距離は1.1kmとの説明だったが、実際はもっと近い可能性が高い。地震が発生した場合は、能登半島地震のように地面が隆起して車両が通行できなくなる。地震と大雨が重複すれば、土砂崩れも発生して、道路は通行不能となる。近くにある発電所も被災して、電源が供給されなくなる。当然、処分場も被災して稼働できなくなる。	○	2025/6/5	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。また、地震についたは、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定 の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					62	処分場設置は、水・空気・土壌等が現在の状態よりも悪化することはあっても、良くなることはない。埋め立てられた有害物質が将来無害化することもない。	○	2025/6/5	2025/6/30	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより廃棄物の安定化、廃止ができるものと考えております。 「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化することではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより処分場の廃止ができるものと考えております。
					63	小高い埋立地に大雨が降れば、雨水が水源側に流れ出しても不思議ではない。	○	2025/6/5	2025/6/30	愛知県の林地開発審査基準に従い、適切な雨水排水計画を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
24	效範連区自治会	-	2025/5/23	個人	64	水源のすぐ近くはアウト。金儲けだけを考えており、市民の健康を考えていない。有害物質が流出し、多くの重病人を生み至死を招く。	○	2025/6/5	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。
25	八幡台連区自治会	-	2025/5/26	個人	65	処分場の営業に伴い、瀬戸市・愛知県・国に対する貢献はいかほどになるか。具体的には、事業を完了するまでに税をいくら納める計画か。	-	2025/6/5		
					66	浸出水・地下水に異常を検出した場合の対策はどうするのか。産廃の搬入中止は勿論、既に搬入済みの廃棄物への対応はどうするのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	地下水の異常を検知した場合は、即時搬入を停止するとともに、関係機関（愛知県、瀬戸市、地元自治会）に連絡を行います。電氣的濾水検知システムにより遮水工の損傷場所を特定し、具体的な補修方法及び確認方法を関係機関に提示して補修工事を行います。補修工事期間は地下水集水管で集水された地下水を水処理施設へ送水し処理するとともに、処分場内の廃棄物の可能な範囲にシートによるキャッピングを行い、同シート上でポンプ排水を行う等、雨水を極力廃棄物と触れないようにして、外部排水することで、浸出水量を削減します。補修後は県及び市による安全性の確認を経て搬入を再開する計画です。
					67	大地震により保護砂が液状化する恐れがある。液状化した場合、土地の変形により保護マットや遮水シートが損傷する恐れがある。液状化を防ぐ手立てはあるか。	○	2025/6/5	2025/6/30	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					68	液状化により積み上げた廃棄物が崩れる恐れがある。これを防ぐ対策はあるか。	○	2025/6/5	2025/6/30	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					69	「7年程度で無害化する」と説明があったが、有害物質が無害化するとは思えないが、その科学的根拠はどこにあるか。	○	2025/6/5	2025/6/30	「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化するということではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。
					70	「遮水シートの接合部は圧縮空気で穴がないことを確認するので大丈夫」と説明があったが、1.5mm厚の遮水シートを現場作業で融着し、通気孔を設けるのは非常に困難と思われる。品質をどのように保証するのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	接合幅の両端部を熱風にて溶着し、中間部に未接合部を残し、同部分に空気圧をかけて、確認します。
					71	「搬入される産廃を社員が目視検査で所定のものか検査する」と説明があったが、社員では検査が甘くなる恐れもあるので、第三者の監視が必要である。	○	2025/6/5	2025/6/30	産業廃棄物の処分業を行ううえで、行政の抜き打ちの検査は必ず行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。
					72	「PFASの計測を検討する」と回答をいただいたが、是非実行してほしい。また、PFASが発生しても活性炭により除去できると説明があったが、十分な設備にしてほしい。	○	2025/6/5	2025/6/30	設備については、現状の計画で対応が可能です。測定につきましても、定期的に行うように考えております。
					73	pHは常時監視とのことだが、処理水の検査（BOD、COD、SS、窒素）は月1回のみで、排水基準全項目は年1回となっている。もし異常値が出た場合、最大1年間放置されるのはリスクが極めて大きい。計測ピッチを1週間にする等短縮してほしい。	○	2025/6/5	2025/6/30	現時点では、法令基準に従って示させていただいています。今後の県との協議においてご意見を参考に、分析回数については検討を行っていきます。
					74	瀬戸市内の事業者限定で搬入を許可するよう希望する。	○	2025/6/5	2025/6/30	瀬戸市内の事業者限定とすることは事業性の観点から不可能と考えます。排出場所に限らず、基準に則り維持管理を行いますので、安全性に影響はありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
26	深川連区自治会	-	2025/5/26	個人	75	取水口から非常に近い場所に処分場が建設されることに対して、水質への影響を懸念している。また、処分場から発生する可能性のある悪臭や粉じんによって、周辺の住環境が大きく損なわれることも心配している。つきましては、次の対応を要望する。1.計画の再検討または別の候補地の選定、2.水質や空気の安全に関する第三者機関による調査と定期的な情報公開、3.地域住民との意見交換の場（説明会など）の設置	○	2025/6/5	2025/6/30	水質、悪臭、粉じんについては、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。 他の候補地での建設については、現時点で要望に添いかねます。行政の抜き打ちの検査が行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。 また、地域住民の方の処分場への立ち入り見学の要望を受け入れる予定です。
27	深川連区自治会	-	2025/5/26	個人	76	取水口から近い場所に建設されると知り、非常に強い不安を感じている。日々の生活では、水道水を料理や飲み水、子どものミルク作りに使っており、家族全員の健康に直結する。子どもは大人よりも有害物質の影響を受けやすく、もしも水が汚染されるようなことがあれば、その健康被害は計り知れない。	○	2025/6/5	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
28	八幡台連区自治会	-	2025/5/27	個人	77	産廃搬入後は毎日シート等で一面を覆い、飛散防止を行うとのことだが、本当に毎日行うことができるのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	その日の埋立が終了した時点で即日覆土を行い、飛散防止に努めます。
					78	遮水シート間の漏水検知システムの耐用年数が十分ではない。	○	2025/6/5	2025/6/30	シート間に設置し、交換ができないケーブル、電極については最も耐久性の高いものを使用する考えですが、製品としてのメーカー仕様は最長30年間と考えています。また定期的にメンテナンスを行う必要があり、他の部分は交換等を行います。設備の維持管理と処分場の早期廃止を計画した維持管理により廃止まで計測ができるように対応します。
					79	遮水シートの間に漏水検知システムを入れるとのことだが、かなり高額なシステムらしく、正しく全面に採用されるか不安が残る。	○	2025/6/5	2025/6/30	処分場全体に設置します。
					80	たった1.5mmの遮水シートでズレや加重に耐えられるとは思えない。過去にも破損事例があり、2重ではなく4重・5重にしても心配は残る。	○	2025/6/5	2025/6/30	基準に従って計画しており、適切な施工と埋立管理を行っている処分場では、十分安全性が確認されています。
					81	廃棄物の搬入トラックは全数内容を目視でチェックするとのことだが、本当にチェックできるのか疑わしい。確実に実行できる方法を示すべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	現状、運用する当施設内で、汚染土壌や産業廃棄物の最終処分をする上で、実際に行っている作業となるため、運用上問題なく行えると考えております。搬入があった廃棄物については、埋め立て場所までダンプにより運び入れたあと、ダンプアップすることで敷地内へ廃棄物を降ろします。 その後、その廃棄物を当社管理者および作業員により、パワーショベル等を用い、適切な埋立箇所へ廃棄物を運ぶ際に、展開された廃棄物を目視で確認できるようになっております。また、万が一、異物や不信な物を発見した場合は、すぐに上長へ報告とともに、待機運搬車両に状況確認とともに、荷下ろしした廃棄物を積み込み持ち帰っていただくというフローになっております。
					82	計画地は断層から1.1km離れていると言っているが、国土地理院の正確な発表では0.6kmである。説明会で正しい数値を正確に言うべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					83	搬入車両の荷を全台確認するとのことだが、社内でのチェックでは不十分である。第三者を入れて確認作業を確実に行うべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	行政の抜き打ちの検査が行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。
					84	施設の排水が全てしっかり処理されるのか疑問である。他の施設でも溢れた汚水で川が汚染された例がある。	○	2025/6/5	2025/6/30	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					85	取水口と処分場の放流地点は150mしか離れていなく、高低差も7mしかないため、毛細管現象などで影響がでる。	○	2025/6/5	2025/6/30	放流先は常に流下している河川であり、取水地点はその上流側に位置します。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、基準に則した維持管理を行うことで、地下水に対する安全性は確保されることから、ご懸念のようなことはないと考えます。
					86	取水口と現場が非常に近く、工事期間中の粉じんなどの影響が懸念される。	○	2025/6/5	2025/6/30	工事中の粉じんの影響については、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。工事に当たっては、同書で取り上げている環境保全措置を真摯に実行し、さらに影響の軽減に努めます。
					87	能登半島地震では断層から離れている最終処分場でも4箇所被災している。それを考えると今回の計画の耐震には非常に不安。もっと基準を上げるべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					88	断層までの距離が1.1kmでも0.6kmでも影響は変わらないと言っているが、その根拠が示されていない。科学的根拠を示すべきである。	○	2025/6/5	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
29	深川連区自治会	-	2025/5/30	個人	89	処理水の検査項目について懸念がある。月1回の検査項目として提示された項目以外にも、昨今はPFASやマイクロプラスチック等、水質に関する懸念が多々ある。説明会でPFASについて現状は基準値の設定がないため管理しないという旨の回答があったが、「基準値のないものは考慮しなくてよい」という姿勢でいることに不信感を感じる。	○	2025/6/5	2025/6/30	本件は、意見としてお伺いさせて頂き、県との協議の際に、愛知県としてルールをどうするのかを伺い、当社としてどのようにしていくべきかを検討させて頂きます。
					90	処理水下水道域は農業用水として広く利用される水であり、ひとたび土壌汚染につながれば取り返しがつかない。説明会では水質に関して予測値が提示されたが、予測値にどれほどの信憑性があるか疑問である。また、提示された項目で十分とは考えられない。	○	2025/6/5	2025/6/30	水処理施設を適切に管理することにより、予測値を守ることができると考えております。予測結果として示した項目以外についても、水処理施設では基準省令の基準値を下回るように処理することから、水の環境基準等を守ることができると考えております。また取水時期に先だって農業用水基準項目を測定し、確認いたします。
					91	廃棄物自体からの飛散による周辺地域の空気、水質、土壌への影響も強く懸念している。	○	2025/6/5	2025/6/30	飛散の可能性のある廃棄物はあらかじめ加湿等の処置を行って搬入いたします。また必要に応じてダンプ時の散水を行います。一日の作業終了時は即日覆土を実施し、飛散防止に努めます。また今後強風時の搬入制限等も検討してまいります。
					92	希少な生物の多い地域であると思うが、保存がきちんとなされるとは考え難い。	○	2025/6/5	2025/6/30	重要な種として確認された生物のうち、本事業による影響が大きいと考える種については、事業者として環境保全措置に基づき、保全して参ります。
30	山口連区自治会	-	2025/5/30	個人	93	処分場の建設によって、水源地域の豊かな自然、景観が損なわれ、有機的につながっている動植物への影響に重大な懸念がある。	○	2025/6/5	2025/6/30	重要な種として確認された生物のうち、本事業による影響が大きいと考える種については、事業者として環境保全措置に基づき、保全して参ります。 本計画地を対象とした眺望点はありませんでした。周辺には残置森林、造成緑地は配置し、景観の保全に努めます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					94	本来この計画地は、土砂を採掘したアンドウ興業が植林をして戻すべきところを、たとえ法的に問題がないとしても、東立テクノクラシーが事業を継続して施設をつくるべきではない。	○	2025/6/5	2025/6/30	ご意見は受け止めますが、私共は法律に則って事業を継続して施設を作る予定です。
					95	水銀やアスベストの処理について、説明会で「一般論としてブルーシートを2枚梱包して特定の場所に置く。」と回答があったが、本当にそれだけで水銀やアスベストが外に漏れ出すことはないのか。	○	2025/6/5	2025/6/30	最終処分できる水銀廃棄物は環境省からリストアップされており、水銀が使用されていたまたはその可能性がある製品廃棄物と溶質試験で0.005mg/L以下のばいじん等であり固形物です。アスベストについても飛散の可能性がある吹付材をはがしたものの等が主体です。これらはすべて運搬段階で飛散ないように二重梱包されて搬入されます。通常処分場側はその形状のまま、場所を特定して吊り降して処分します。運搬業者に対する容器指定等も含めて検討してまいります。
					96	有害物質やダイオキシンの検査等は、わずか1年に1回行うのみである。また、監視井戸も2本しかない。水道水や農業用水等の汚染によって健康被害が出るのではないか。	○	2025/6/5	2025/6/30	基準に則った頻度、井戸の設置であり、施設の安全性確認は可能と考えておりますが、ご意見を踏まえまして、検討してまいります。
31	本地連区自治会	-	2025/5/30	個人	97	花崗岩は土砂災害に弱い「まさ土」が生まれやすい。計画地周辺に位置する東山路川・山路川の上流部も花崗岩から構成される溪流であり、土砂流出の供給源になる。2000年の東海豪雨では、東山路町で浸水災害が発生したとの記録がある。こうした状況を踏まえ、「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」が計画地に隣接する区域に設定されている。また、計画地は、山腹の崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、災害が発生する恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」に位置している。「崩壊土砂流出危険地区」内に巨大な処分場を設置することは、土砂を流出させる危険性を増大させ、今までの治山効果を低減させる。事業計画書には東海豪雨の時に東山路町で浸水災害が発生した記録はあるが、上記のリスクに対する言及がない。「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」には、最終処分場候補地選定の考え方の中で、災害等に対する安全性として「最終処分場は、平地での用地確保難から山間部に建設されることが多く、樹木の伐開・伐根などによる雨水流出の増加をひきおこす危険がある。…地すべり地帯、崖くずれ危険地帯は避けるべきであると同時に、地震、水害に対しても安全でなければならない」と指摘している。「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」に隣接し、「崩壊土砂流出危険地区」の流域内に巨大な処分場を設置することは適切ではない。また、「崩壊土砂流出危険地区」を管理する愛知県尾張農林水産事務所の見解はどうか。	○	2025/6/5	2025/6/30	本施設の設置におきましては、林地開発許可が必要になることから、ご指摘の農林水産事務所との協議を行うこととなります。本施設の設置には廃棄物処理法等の法令に従って、安全性の確認が求められており、これが「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」に記された、「地震、水害に対しても安全でなければならない」ことを確認することとなると考えています。
32	西陵連区自治会	-	2025/6/2	個人	98	PFAS類は、環境中で分解されにくく、生態系に長期的な悪影響を及ぼす可能性がある。また、処分場で受け入れられる廃プラスチック類、汚泥、ばいじんにはPFASが含まれている可能性があり、水源や河川への影響が懸念される。以上のことから、未規制の化学物質に関する検査を義務化し、規制を強化することを求める。	-（関係住民外）	2025/7/7		
					99	水銀は生物濃縮を通じて魚介類や農作物に蓄積し、人体に悪影響を及ぼすリスクが高いため、慎重な監視と管理が必要だが、事業計画書では水銀などの有害物質の検査頻度は年に1回のみである。長期的な環境汚染のリスクに対応するため、①水銀や有害物質の監視頻度を増やし、定期的な検査を義務化すること②環境監視体制を強化し、監視結果をすべて市民に公開すること③第三者機関による独立監査を導入し、環境安全性を確保することを求める。	-（関係住民外）	2025/7/7		
					100	産業廃棄物の中には微量の放射性物質が含まれる可能性があるが、現行の事業計画には明確な監視体制が示されていない。①放射性物質の検査を義務化し、その結果を市民へ公開すること②放射性物質が検出された場合、適切な廃棄物管理計画を確立し、環境への影響を最小限に抑えること③瀬戸市の自然環境への影響を調査し、保全対策を講じることを求める。	-（関係住民外）	2025/7/7		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					101	万が一本処分場の運用によって環境汚染が進行し、健康被害が発生した場合、事業者・瀬戸市・関係機関の環境責任の所在が明確にされていません。①被害が発生した場合の責任の所在を明確にし、補償制度を確立すること②事業者に対し、環境リスクと安全対策に関する十分な説明を義務付けること③瀬戸市の環境保全を最優先とし、より厳しい規制を導入することを求める。	-（関係住民外）	2025/7/7		
33	長根連区自治会	2025/5/13	2025/6/3	個人	102	産業廃棄物最終処分場を他の場所ではなく瀬戸市山路町を適地として選定したことの必然性を明確にしてほしい。また、瀬戸市以外で発生した産業廃棄物を瀬戸市を適地として選定している理由についても明確にしてほしい。また、総じて自然環境や生活環境の観点で説明してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	現時点で、瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を２施設および最終処分場を２施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考ええる点から、適地として選定しました。 瀬戸市以外で発生した産業廃棄物を瀬戸市に搬入することが適地として選定されるかどうかは、当社が決められることではなく、正しく運用しているという実績から、当社を選定して頂いているのだと受け取っております。 自然環境という観点では、現状の運用実績から、大きく新たに影響を与えることなく実施が可能かと考えております。 また生活環境の観点では、耐震および法令の基準よりも高い水準で運用上の維持管理規定を策定し、本内容で、県の認可を取得する計画にあります。 運用開始後も、近隣住民の方と相談し、何か気になる点があるようでしたら、日々改善を行っている点から、生活環境へも安全性を担保できるでと考えております。終了後は緑化を計画しており、自然環境に配慮いたします。
34	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/3	個人	103	現地調査のとりまとめ方に疑問がある。今回示された事業計画の環境保全対策書には私が過去15年間にわたって収集した情報とはかなり異なる調査結果が示されている。なかでも絶滅危惧種とされる動植物は相当数漏れている。現地調査に当たられた方たちは短い日数の中でも精一杯の調査をされたはずだが、公開された調査結果は手書きの原票ではなく、パソコンなどでリライトしたものだった。前回の計画で提出されたものは手書きの原票だったため、入力作業を経てなく、間違いや漏れが混入する余地がなかった。今回はパソコンでリライトされたものだけが公開されているため、そこに漏れや間違いがあったとしても検証の仕様がいない。行政機関は手書き原票と公開されたパソコンデータとを比較し、そこに漏れや写し間違いがないかを確認するべきである。それができない場合は調査に当たられた方に詳しく尋ねたいため、今後開催される説明会場のいずれかに来ていただくことを求める。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。そのタイミングで、尾張県民事務所廃棄物対策課と環境保全対策書の記載結果について協議し、間違い等については、必要な訂正をさせていただきます。訂正内容については、瀬戸市環境課にも連絡させていただきます。
35	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	104	馬ヶ城浄水場の水汲み場上流70mの所に予定しており、下流に住む私達は汚染水が流れてくる危険がある。排水する下流域では広範囲で農業用水を使用しており、小学校の給食で食べるお米も作っている。また、説明会をもう一度開催してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 また、説明会をもう一度開催してほしいという件につきましては、１６連区全ての説明が終了後に検討させていただきます。
					105	予定地は猿投山北断層から0.6kmの距離にあり、地震への対策が不安である。また、豪雨で汚染水が溢れて流れたら下流に住む人たちは汚染された水しか使用できない。	○	2025/7/7	2025/8/13	地震への対策については、提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。また、処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					106	意見書について、環境課はメールでも対応できるようにしてほしい。	-	2025/7/7	2025/8/13	

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
36	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	107	産廃反対である。	-	2025/7/7	2025/8/13	
37	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	108	産廃反対である。	-	2025/7/7	2025/8/13	
38	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	109	水銀含有の廃棄物の危険の程度は一般の廃棄物の比ではない。最近では名古屋市中川区の富田ゴミ焼却場事例がある。たとえ高低差のある地形とはいえ、地下水脈の恐れ或いは粉じんの危険性も考えられる。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。また、粉じんについては、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。地下浸透についても処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、更に電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					110	多額の銀行借入を予定しているが、このような有害物質を取扱う公害企業を支援する銀行があるとすれば、銀行の「社会的責任」・「貸し手責任」が問われる。支援銀行の説明責任を求める。	-	2025/7/7	2025/8/13	
					111	「万が一の事故保障には、損害保障保険にも加入する」と説明があったが、万が一の事故に備えて、損害保険に貸付設定ぐらいのことはしておくべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	保険会社と相談して検討させていただきます。
39	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	112	環境的に見ても上水道取水口のそばに施設を設置することは、どんな装置をだろうが気持ちのいいものではない。「クソ溜めの横から上水道を引っ張るようなもの」である。	-	2025/7/7	2025/8/13	
					113	福島の子原子力発電所における地震津波の事故のように、自然の災害により崩れる恐れがある。その保障も甚大なものと推測される。	○	2025/7/7	2025/8/13	起こりうる自然災害として地震・豪雨は視野に入れ、設計を進めさせて頂く予定です。 皆様からのご意見を加味し、愛知県から更なる対策が必要と指摘があるようでしたら、その指示に従い、設計させていただきます。
					114	採掘したあとの埋立ては土でもって埋めるという約束が、いつの間にやら産業廃棄物の処分場になってしまった。取水口から離れた下流であればまだ余地はあるが、山の上流部では話にならない。また、上水道の取水口のそばというのが致命傷である。設置する場所が悪すぎる。	○	2025/7/7	2025/8/13	林地開発行為はアンドウ興業の話だと思しますので、事業者として回答する立場にありません。馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					115	瀬戸市内ならまだしも、他市や県外からの流入であれば、犠牲を強いられることも懸念される。物が「産業廃棄物」であるため余計に感情をあおる。	○	2025/7/7	2025/8/13	産業廃棄物の処理および運搬については、発生先が他県であれ、法律上の確に処理しなければならない規程となっております。 現在も的確に処理させて頂き、優良認定を頂いているため、今後も皆さまにご迷惑をおかけするようなことがないように対応させて頂く所存です。
40	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	117	なぜ取水口が近くにある場所に処分場を建設するのか。通常考えではできないことが簡単にできるのかを知りたい。他の場所へ変更することはできないのか。必要な施設だから反対はしないが、他の場所を探してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	もし、立地上の認可が下りないのであれば、愛知県との協議時に申請が通らないという流れになるかと思います。 上記のようなことにならないよう、安全性を担保できるだけの設計・運用ルールの策定を行っていきます。 他の場所へ変更するという考えについては、設営できる土地が容易に見つかることがない点。現状、運用している施設が隣接していることで、万が一のことがあった場合の運用フォローがすぐに行える点から、現状の場所が最良と判断しております。
41	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	118	なぜ水源地に近い場所に産廃なのか。一度廃案になった所。同じ場所に会社が変わっただけ。	○	2025/7/7	2025/8/13	現在の計画地は親会社所有であり、技術者育成や管理面などを考慮し適切な維持管理が妥当性を考慮し判断いたしました。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
42	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	119	施設開発計画では、造成に伴う建設発生土50万m³を場外搬出とされているが、カーボンニュートラルの観点から場内再利用を計画されるよう再考を求める。	○	2025/7/7	2025/8/13	建設発生土につきましては、埋立地内の中間覆土、最終覆土等に再利用を考えております。使用土量としては40万㎡程度を見込んでおります。
					120	遮水構造・電氣的漏水検知システムによる漏水検知をすると説明されているが、漏水をどのような方法で検知するシステムなのかを説明してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	上部遮水シートと下部遮水シートの間に電極を設置し、漏水した場合には電気が通じ検知するシステムとなります。
					121	遮水構造が破損し同システムが漏水を検知した場合は、どのように漏水箇所を特定し、どのように補修する想定か。環境に影響を及ぼす為、対策の事前策定が必要と思慮する。	○	2025/7/7	2025/8/13	漏水検知箇所については1m程度の範囲で特定が可能となっており、補修については素掘りによる掘削、検知場所が深い場合にはライナープレート等による掘削を行い破損箇所の補修を行います。補修方法については設置許可申請書内に記載を行います。
					122	説明会で、受け入れ品目の中に「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」が含まれている説明があったが、中間処理施設として受け入れ、硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固化化を行うことを行うかどうかの説明がなかった。説明を求める。	○	2025/7/7	2025/8/13	水銀含有ばいじんについては、含有する水銀が1000mg/kg以上の場合は、回収再生利用が法的に義務付けられています。硫黄についてはそのような基準はありませんが、我々としても処分場を安全に大事にしたいので、製品に含まれており、リサイクルが難しくかつ処分場に悪影響を及ぼさない範囲での受入れを考えます。
					123	硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固化化を行う施設計画を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	122回答に同じとなります。
					124	最終処分場と中間処理施設が併設することになるのか説明してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	中間処理施設は併設しません。
					125	固化化したもの(廃水銀等処理物)が、埋立判定基準を満たす場合の埋め立て方法について ①処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置②その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置③埋め立てる処理物が流出しないようにする措置④埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置などをとる必要があるが、説明がなかったため説明してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
					126	「活断層から約1.1km離れており、直下には断層が存在しないことから、構造物が断層の隆起やずれが生じる可能性は小さく、現行基準の耐震設計、構造基準に従い計画していることから、安全な施設が建設できると考えている」との説明だが、福井県にある日本原子力発電の敦賀原子力発電所2号機について、原子力規制委員会は、原子炉建屋の真下の断層が将来動く可能性が否定できないとして、再稼働の前提となる審査に不合格となった事例のように、活断層が直下にないからと言って、地球規模から考察すればわずか1kmの隔たりで新たに発生しない保証はない。さらに、東日本大震災では、福島第一原子力発電所が津波により冷却システムが停止し、燃料が溶け落ち、放射性物質が放出された。安全であることで作った原発でさえ事故を起こしている。設置個所の選定を含め、耐震設計の再考をされたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	現時点では、断層と南海トラフの連動は科学的に明確な知見がございません。現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保。想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。
					127	「対象事業実施区域における地下水の流動に対する影響は小さく、周辺の地下水水位の大きな変化はないと考えられる」と説明されているが、変化がなく浸出水が絶対に地下水を通じて外部に流出しないと断定されていない。事業開始後に、遮水構造が破損しシステムが故障し、流出を検知できない事態は容易に想定されることから、水道水源取水口上流区域での定期的な水質(地下水)監視をされたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	処分場内には漏水検知システムを導入いたします。遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。また、処分場の上流側、下流側に監視井戸を設置いたします。取水口付近への監視井戸の設置につきましては、検討を行う予定です。
					128	地下水の流動は、地震でその地盤に亀裂や断層が生じた場合は、設置前に調査した結果と異なる水脈が生じ、周辺に影響を及ぼす恐れがあることから、設置時の調査だけでなく、年1回の継続的な調査を行なわれたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	県との協議の上、検討させて頂きます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					129	自然環境(植物、動物、生態系)・計画地は、「海上(かいしょ)の森」に隣接しており「愛・地球博」ではオオタカの営巣が確認され万博開発が中止となった。オオタカの営巣、飛来の確認はされなかったようだが、オオタカは非常に広範囲に不定領域を行動しており、設置時のみならず処分場運営中も継続的な調査を望む。	○	2025/7/7	2025/8/13	事後調査については、今後、行政、地元住民の方々とご相談させていただきます。
					130	本計画では、浸出水の無害化処理が最重要施設管理となることから、施設の維持管理マニュアル、施設能力管理基準を策定公表するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	配置や構造等から当社独自の運営方法やノウハウを容易に推測されるおそれがある点、これらは当社にとって重要な企業秘密であり、第三者による模倣や不正利用を招くリスクが高いと考えられる点から、広く公表することについては対応できかねます。
					131	水処理施設故障時などに施設能力が低下しないようなバックアップ施設及び冗長対策を策定するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	万が一、事故が発生した場合は、修繕が完了し問題なく稼働できるまで、受入をしない点と、水処理施設が一定期間停止した場合でも、貯留するのに問題のない設計で運用する点から、問題ないと考えております。
					132	水処理施設管理記録を年1回公表するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	公表の方法も含めて、検討させていただきます。
					133	水処理施設の改修、更新等の施設整備をする場合は、愛知県知事、瀬戸市長に届け出し承認を得るとともに、「生活環境保全上利害関係を有する者」に説明会を開催するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	尾張県民事務所廃棄物対策課に届け出ます。説明会については管轄部署と協議し検討いたします。
					134	「処理水の検査(pH、BOD、COD、SS、窒素)を月1回行います。(pHは常時監視)」との説明であるが、天候による浸出水の水質・水量の変化に対応できない。BOD、COD、SS、窒素についても連続測定する水質計器を設置し、常時監視されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					135	「排水基準全項目は、地下水・処理水ともに年1回行います。(有害物質やダイオキシン類の検査等)」との説明であるが、搬入される廃棄物量・質が随時変化する状況から月1回の頻度で行われたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					136	浸出水源水の水質を知ることは適切な施設運営を行う上で必要なものであり、浸出水源水の性状が排水処理施設で処理可能な水質であるかを確認することが常用であることから、浸出水源水の水質測定も同時に、月1回の頻度で行われたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					137	処分場廃止の場合は、廃止基準：【保有水(浸出水)の水質が以下の排水基準水質を2年間以上保持していること。地下水水質が地下水基準に適合していること。】とされているが、地震、混合された廃棄物の化学反応により未知の化学物質が生成される可能性があることから、廃止2年間を経過した以後も年1回の水質検査を行われたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、廃止後の水質の管理について検討させていただきます。
					138	水質データを常時、市役所、県環境部、地元が取り込めるよう外部に常時データ送信するシステムを構築し常時モニタリングが可能とされたい。また、事業者は、本事業のモニタリングを外部委託し、その費用を負担するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					139	瀬戸市役所は水質データをモニタリングする機関の監理・指導をされたい。	-	2025/7/7	2025/8/13	

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					140	事業者は、取水口に本施設から排出される排水水又は地下水の影響がないことを確認するため、取水口上流部で月1回水質検査(pH、BOD、COD、SS、窒素)だけでなく、水道原水に必要な水質基準に適合していることを確認する水質検査をされたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、地下水水質の管理箇所について検討させていただきます。
					141	水質測定にかかる検査は、自主検査はもとより公的な外部検査機関によるサンプリングと分析、検査結果の公表を行ない水質監視の信頼性を担保されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					142	事業運営は、外部監査を受け事業活動の透明性と公正性を高められたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	産業廃棄物の処分業を行ううえで、許可更新の審査を行政に受けます。その際に事業運営についても審査されます。
					143	「検査結果は公開します」とされているが、時期、方法が不明である明示されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	公開方法については、ホームページでの公開を検討しております。本内容についても、県と協議の上、法令上問題の無い方法により公開する予定になります。
					144	「検査結果は公開します」とされているが、事業者に義務付けられている排水処理備の維持管理状況、水質に関する資料は随時、ホームページに公表するとともに、官公庁、市民の求めに応じ情報公開されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	開示の希望があった場合、愛知県情報公開条例に合わせた申請に沿って、対応させていただきます。
					145	「検査結果は公開します」とされているが、施設設置時だけでなく、最終処分場運用中は廃棄物の受け入れ状況、施設の運営状況、浸出水源水及び排水水質の分析結果、設備の稼働状況、施設維持管理状況を年1回、「生活環境保全上利害関係を有する者」に運営状況説明会を開催し説明されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	公開する義務があるのであれば、公開方法を検討させていただきますが、必要性に関しては、県との協議の上、検討させていただきます。
					146	事業者は、愛知県「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年制定)第10条に基づき、瀬戸市長と「生活環境の保全に関する協定」の締結を行うべきである。また、寄せられた意見に沿うような協定を締結されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市条例に従い、協定書の締結までのフローは進めさせていただき所存です。今回ご意見頂いている市との協定については、市ならびに県からの指示に従い、検討させていただきます。
					147	事業者社長は自動車の保険にたとえ、自賠責保険と任意保険を当事業においても保険をかけており、自賠責保険として「最終処分場維持管理積立金制度」と任意保険として何かしらの保険をかけているとの説明を受けたが、「最終処分場維持管理積立金制度」の主旨と、自賠責保険と任意保険の運転者が被害者や物損に対する補償とは性格が異なるものと思われるが、事業者の言う事業活動により生じた、地域住民に及ぼした健康被害や物的資産の損害に対する補償はどのような範囲、規模、を想定され実際に契約する予定の保険名称を説明されたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	例えが悪く、申し訳ございません。義務と任意の説明を申し上げたかったものになります。維持管理積立金制度は義務であり、賠償責任保険は任意となります。条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					148	地域とのコミュニケーションを図るため地域行事に積極的に参加し地域との融和を事業活動として行うべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	可能な限り参加させていただきます。
					149	地域の雇用を創出し地域経済に貢献するべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	地域の雇用は行っておりますので、引き続き雇用拡大に向けて努力します。
					150	メセナ活動を通じて産業廃棄物処理業のイメージ改革に努めるべきである。	-	2025/7/7	2025/8/13	
					151	本件最終処分場が東立モデルと呼ばれるような先進的で最も環境配慮に優れた計画、運営、廃止、そしてその後のアフターケアまで含めた100年先に先人の偉業と称えられるような事業とされたい。	○	2025/7/7	2025/8/13	尽力いたします。
43	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	152	年数がたてば施設が古くなり、恐ろしい水が染み出てくる。命の水を汚さないでほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	運用開始後から、廃止届が受理され、安定化が完了するまでのメンテナンス計画を立て、問題が起きないような運用を行ってまいります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
44	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	153	産廃処分場は毒物を含む永久施設であるため、子や孫の世代まで影響の恐れがあるから反対である。	○	2025/7/7	2025/8/13	ご意見として承ります。
					154	市内には既に産廃処分場が多数あるから反対である。	-	2025/7/7	2025/8/13	
					155	馬ヶ城浄水場の取水口に隣接しているから反対である。	○	2025/7/7	2025/8/13	ご意見として承ります。
					156	自然災害（南海トラフ地震等）による損壊の恐れがあるから反対である。	○	2025/7/7	2025/8/13	ご意見として承ります。
					157	長期の施設管理・監視が重要である。また、工作物修繕・更新も重要である。	○	2025/7/7	2025/8/13	運用開始後から、廃止届が受理され、安定化が完了するまでのメンテナンス計画を立て、問題が起きないような運用を行ってまいります。
					158	会社は過去の経緯から信用できない。	-	2025/7/7	2025/8/13	
					159	将来の会社・瀬戸市・愛知県の責任体制が不明である。	○	2025/7/7	2025/8/13	長く続く企業となれるよう尽力致します。瀬戸市と愛知県の責任体制については、私達では回答できかねます。
45	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/6	個人	160	昆虫類確認種のなか(P851 17/19)にアリ科の確認種も報告されているが、そこにヒゲナガアメイロアリとヒラセムネボソアリがあることに驚いている（これらの種は本来瀬戸市にいないはず）。「日本産アリ種全種図鑑」(学研)によればヒゲナガアメイロアリの分布は鹿児島以南と東京都と大阪府に限られ、ヒラセムネボソアリの分布は九州以南である。今回、事業計画地でこれらのアリが確認されたということは、これらの地域から国内移入したものと考えられる。つまり現在、営まれている産業廃棄物処分事業や土砂採掘業のなかで他の地区の廃棄物や土砂が運ばれてきた際、それらにこの2種のアリが混入していた疑いが濃厚である。アリのなかには人的影響により本来の生息地から離れてさまよい、世界的に広がりつつある種がいくつも含まれている。愛知県でもアルゼンチンアリ等が定着し、駆除に四苦八苦している。廃棄物の搬入方法を見直し、これらの種の侵入を阻止する策を講じなければ、瀬戸市に侵略的外来種であるアリによる害が及ぶことが懸念される。外来種に関しては侵入してから駆除するという後手に回る仕組みが制度に内包されており、事業者の自主的な取り組みがカギを握る。ところが別紙1の17ページの処分場受け入れ基準には目視で性状等を確認するとされている程度で、アリなど目視では同定できない外来生物の移入を止める具体策は書かれていない。事業者は受け入れる産業廃棄物の移動経路にアルゼンチンアリなど特定外来生物の汚染地区が含まれている場合、その廃棄物を受け入れないようにする必要があるものとするがどうか。	○	2025/7/7	2025/8/13	「日本産アリ種全種図鑑」（2003）以降の文献では、ヒゲナガアメイロ・ヒラセムネボソともに本州で分布しているという知見があります。 アルゼンチンアリ等の侵略的外来種への対応については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					161	環境保全対策書では表1-3-1-54 P103で蘚苔類、地衣類、キノコ類について重要種が選定されている。しかしP336で突然、「シダ以上の高等植物」についてしか現地確認が行われないことになり、実際に蘚苔類、地衣類、キノコ類が調査されていない。このことについて意見を述べる。蘚苔類や地衣類はシダ以上の高等植物とは異なり、低温でも光合成をおこなって二酸化炭素を固定することができるため、物質循環に重要な役割を果たしているほか、はげ山化した土地に最初に土壌が形成されるためにも必要といわれている。キノコ類も枯れ木などを分解して物質循環で大きな役割を果たすほか、植物と共生関係を結び、いわば森林を育てる働きをしているとされている。これらの分類群は生態系の構造や機能を把握するうえで重要であるにもかかわらず、443ページに示された図ではそれらが欠落していて、生産者と消費者のみがあって分解者がいない奇妙な図になっている。隣県で分類群を絞り込まない厳重な調査が行われ、厳密な環境保全対策が講じられる一方で、瀬戸市では分類群を数少なく絞った簡単な調査で環境影響評価が行われ、環境保全対策が簡素なものになっている。蘚苔類、地衣類、キノコ類の調査をしないまま開発を行った場合、重要種の存続だけでなく生態系全体やまちづくりにも大きな影響を与えてしまう危険性が高いと懸念する。事業者が真に環境への影響を低減したいなら、禁じられているわけではないため、蘚苔類、地衣類、キノコ類に関しても調査を行い、環境保全対策を立てるべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	蘚苔類、地衣類、キノコ類の現地調査については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
					162	瀬戸市は産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針を改定し、蘚苔類、地衣類、キノコ類なども調査対象に追加する必要がある。	-	2025/7/7	2025/8/13	
46	長根連区自治会	-	2025/6/9	個人	163	気象データが古すぎる。近年は地球温暖化の影響が顕著で、集中豪雨が頻発化し激甚化してきている。最新のデータを基に、地球温暖化の影響を加味した資料を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	条例手続き提出時点のデータになります。今後愛知県への申請資料についてはデータの更新を行い協議を行っていきます。
					164	計画地の南約100mに猿投山北断層がある。また、南海トラフ地震は30年以内に80％の確率で発生するとされている。大規模な地震が発生すれば、敷設される2重の遮水シートが破断し汚染水が地下に漏れ出る可能性は少ない。高い確率で予想される地震への対応方法を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定 の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。
					165	水源から約70mの距離に産廃最終処分場を計画しているが、飲み水や農業用水が汚染されることはないか。激甚化している自然災害や何らかの原因で有害物質が流出することはないか。水源の近くにあって処分場を計画することを非常に危惧している。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
47	長根連区自治会	-	2025/6/9	個人	166	計画地から南へ約100mの地点には、猿投山北断層が存在している。また、今後30年以内に約80％の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震は、発生時期の特定が困難であり、いつ起きてもおかしくない状況である。このような大規模地震が発生した場合、施設に設置される予定の二重構造の遮水シートが損傷を受ける可能性は否定できず、結果として有害物質を含む汚染水が地下へ漏出する危険性も考えられる。こうした地震リスクを踏まえた上で、予見される自然災害に対する備えや施設の安全確保策について、具体的な対応方針と技術的対策の内容を明らかにしてほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定 の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い斜面の安定解析において安全性を確認しています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
48	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/9	個人	167	植物の調査結果として事業計画書の745ページにミヤマタムラソウ（ <i>Salvialutescens</i> var. <i>crenata</i> ）を報告している。しかし「ミヤマ」という種名が暗示するとおり、事業者による同定は疑わしいものである。おそらく事業者はナツノタムラソウの変種とされており、ミヤマタムラソウと同様に毛深いシマジタムラソウを誤認したのでしょうか。シマジタムラソウは瀬戸市内の湿地には比較的多くみられる。環境保全対策書の参考文献リストを拝見すると、タムラソウ <i>Salvia</i> の仲間は650ページにあり、シマジタムラソウ(<i>Salvia isensis</i>)、ナツノタムラソウ(<i>Salvia lutescens</i> var. <i>intermedia</i>)、アキノタムラソウ(<i>Salvia japonica</i>)の3種が報告されていますが、ミヤマタムラソウ(<i>Salvia lutescens</i> var. <i>crenata</i>)はそのリストに含まれていない。参考文献を参考にしておよミヤマタムラソウとするならば、この事業計画地の自生地は県下の新産地であり、注目すべきものである。シマジタムラソウは環境省のレッドデータブックではVUである。ミヤマタムラソウは分布域が広く、環境省はランク外にしている。保全対策を講じる必要があるシマジタムラソウをミヤマタムラソウとすることで、事業者は本来果たすべき責務を回避している可能性があるため、事業者が報告したものを標本などにより再確認する必要がある。	○	2025/7/7	2025/8/13	今後、行政機関と協議の上、検証させていただきます。
					168	分子系統学的な分析手法をとらない理由について質問する。分子生物学の発達とともに、いままでよく知られてきた生物がとつぜん複数の種に分かれるのはよくあることで、それが判明したときには緊急に保護が必要になることもある。複数の分かれた種のうちいくつかは、これまで考えられていたよりも個体数が少ないことが判明したり、生息域が狭いことが判明したりすることがあるからである。環境影響評価を行ううえで少なくとも重要種については塩基配列を確認し、既存のデータと照合して特異な個体群ではないことを確認するなど、慎重に行う必要がある。本環境保全対策書にはそのような予防的配慮が見られない。ヒメタイコウチは本調査では調査区域の8か所で確認されている。そのうち4か所は改変区域で、残りの4か所は非改変区域にある。430ページでも認められている通り、本種は飛翔できないことから移動性に乏しく、開発区域の4か所ではどこにも逃れることができないまま全滅することになる。ところがヒメタイコウチは翅が退化して飛ぶことができない昆虫であるため、地域ごとに分化が進行しているとも考えられ、今後、複数の種に分けられる可能性がある。この環境保全対策書はヒメタイコウチの個体群が消滅しても問題ないとの立場ですが、おそらく事業者は開発により消滅する種の地域個体群がいずれも他の地域の個体群と比較して何ら特異な集団ではなく、遺伝的に異ならないことを前提にしておられるようである。その失われる個体群の中に他の個体群には存在しない遺伝的多様性はないのか。もしそうならば、その科学的根拠を示してほしい。環境保全をうたう対策書では予測原則に基づいた配慮が必要である。それを示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	周伊勢湾地域におけるヒメタイコウチの分子系統地理学的解析（中村ら、2013.湿地研究 Wetland Research Vol.3, 29-38（2013）を参考にすると、東海地方でのヒメタイコウチの分化が記述されていますが、「地質学的イベントや地形的な変化と関連している可能性がある」とされており、広くない調査範囲ではそのような違いがあるとは考えていませんが、今後、行政機関等の協議の上、必要な場合には移殖等を検討させていただきます。
49	水南連区自治会	-	2025/6/10	個人	169	説明会での意見、説明での気づきが多いため、各地域で2回目の説明会の開催を要望する。	○	2025/7/7	2025/8/13	説明会をもう一度開催してほしいという件につきましては、16連区全ての説明が終了後に検討させていただきます。
					170	説明会資料p16 埋立方式：廃棄物3m毎に覆土50 c mとされているが、p54悪臭②では即日覆土とされている。説明が矛盾している。	○	2025/7/7	2025/8/13	説明不足で申し訳ありません。 日々の廃棄物が搬入された後、一日の業務終了時点で、即日覆土として10cm程度の覆土を行い、翌日業務開始時に、即日覆土された分を撤去した後に、廃棄物を搬入する流れとなります。 埋立られた廃棄物が3mに達した時点で、覆土を50cm実施する流れとなります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					171	説明会資料p18 浸出水集水管：能登半島地震（M7.6）では、水管破損・施設破損・ビット破損等の被害が発生し、修復まで施設は停止となった。今回の施設について、同規模の震災時対策の説明がなく教訓が生かされていない。	○	2025/7/7	2025/8/13	能登地震による処分場の浸出水集水管への被害は、埋立が行われていない処分場で発生したものであり、補修されその後使用が開始したと認識しています。水処理施設においては、ご指摘の通り、配管の脱落等の被害があったことは把握しており、本施設においては接合部をフレキシブルなジョイントとすることや、サポートの強化等の対策をとっていく考えです。また処分場からの浸出水はポンプアップで処理施設に送水され、自然流下ではないため、処理施設側への送水は即時に停止することが可能な設備としています。
					172	説明会資料p40 猿投山北断層の調査について、国土地理院最新データでは、施設外縁部から距離が600mとされており、説明の1.1kmと異なる。なお、施設設置基準では断層からの距離は500mとされている。古い調査データを用いた理由の説明がない。	○	2025/7/7	2025/8/13	古い調査データを用いたわけではありません。今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。
					173	説明会資料p56 農業用水のための維持管理について、3月から8月の測定値が基準値を超過した場合、原因廃棄物の搬入を制限としているが、制限のレベルの説明がない。搬入自体をストップすべきではないか。また、事業者として第3者機関のデータ取得、県への報告のスピードの説明がない。意図的に遅らせれば自体が悪化し手遅れになる。また、下流域の尾張旭市、名古屋市へ影響が及ぶ場合の対応の説明がない。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質管理の方法及び緊急時の体制についてどのようにするべきかを検討させていただきます。
					174	説明会資料p70 処分場の構造について、防災調整池がオーバーフロー時、埋め立て地を貯水とする（東海豪雨想定+15%）と説明を受けたが、埋め立てが進行すれば貯水量が減少し貯水できなくなるのではないか。	○	2025/7/7	2025/8/13	浸出水調整槽の容量計算において、東海豪雨を対象とした場合の検討も行っている説明かと思います。埋立が終了している状況で廃棄物の間隙に貯水できる量で検討を行っています。
50	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/11	個人	175	イトモとヒメタヌキモの保全対策について質問する。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針によれば「環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置をまず検討し、これらの検討結果を踏まえ、これが不十分な場合又は困難な場合には、代償の措置を検討しなければならない」としている。ところが、回避や低減を検討した経緯が書かれていない。イトモについては355ページに予測結果が示されているが、「本種は対象事業実施区域の水溜りに生息しており、直接改変を受け、盛土・掘削等の土工事による生息環境への影響は大きいと予測されることから」としたあとで、本来ならば施設設計の変更や縮小などによる回避低減措置が検討されるべきだが、その検討の報告がされないまま「個体の移植や代替地の創出が必要である」としている。また、ヒメタヌキモの予測結果は358ページに示されていますが「「改変区域内に生息する個体群は窪地の水たまりに生息しており、直接改変を受け、工事による生育環境への影響は大きいと予測されることから」と述べた後に、いきなり「個体の移植や代替地の創出が必要である」としている。これは瀬戸市の産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針を2段階省略してしまう短絡論法である。代替措置を講じる場合には「環境影響を回避し、又は低減させる措置をまず検討し、これらの検討結果を踏まえ、これが不十分な場合又は困難な場合」であることを環境保全対策書に報告する義務があるのではないか。	○	2025/7/7	2025/8/13	イトモとヒメタヌキモの生育が確認された水たまりは、雨水及び滲みだし水が隣接する工事用通路（土盛）を造成したときにできた窪地に溜まりできたものです。この窪地はこのままでは自然に崩壊し、やがて埋まってしまうと考えられます。このため、イトモとヒメタヌキモについては移植し、人為的に保護することが適切であると考えました。
					176	イトモとヒメタヌキモの保全対策について質問する。この対策書は「本種は対象事業実施区域の改変区域内に生息しており、工事により消失すると予想されることから個体の移植や代替地の創出が必要である」としているが、計画図には代替地が描かれていない。代替地を計画図の範囲にない場所に予定しているのか。いつ、どこにどのような規模の代替地を何か所造成するのか、わかる計画図を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	代替地については、今後、県との協議が進み、計画の確度が上がりましたら、弊社の敷地内で適地を選定する予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					177	この保全対策書にはイトモやヒメタヌキモが生息している環境について水質を分析した記録がない。また、日照条件や水温についても記録がない。どのような水質でもこれらの種が生育できているのか。事業者はこれら重要種が生育していることを単なる偶然と見なしているのか。現状分析を踏まえた代償措置を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	イトモとヒメタヌキモの生育が確認された水たまりは、雨水及び滲みだし水を水源としており、周辺は開けた環境でした。動植物の調査会社の専門家指導の下で適期に移植を実施予定です。
					178	今回の環境保全対策書を拝見すると哺乳動物の調査でムササビが見つっていない。しかし参考文献には周辺地域での生息が報告されている。この環境保全対策書によると8日間の現地調査がされたのみであるため、通り一遍の調査で終わっているきらいがある。もう少し調査の機会を増やして、生息を前提にした調査をする必要があるのではないか。ムササビは夜間活動するため昼間の調査では目撃することができない。樹上を行動圏とするため地上に足跡を残すこともない。鳴き声も発することは少なく、巢の近くでしか聞くことはできない。手掛かりは食痕と直径5ミリ程度の小さな糞である。しかし、ポイントを押さえて調べれば意外に簡単に糞が見つかり、生息利用が判明するものである。なお現在も計画地の近傍に巢穴らしいものがある。生息を前提とした調査をしてほしい。瀬戸市ではムササビは珍しくない。海上の森だけでなく雲興寺、ねむの森、岩屋堂、下半田川など多くの場所が生息地になっている。2006年7月には大目神社に1匹のムササビがいることが分かり、中日新聞で大きく取り上げられた。当時、大目神社は東側が東海環状自動車道の赤津インターチェンジの建設によって他の樹林から切り離され、完全に孤立した状態だった。孤立したムササビは寿命が尽きたのか、まもなく見られなくなり、その後大目神社の森にムササビはいない。このような悲しい出来事が起こった原因は、当時の環境調査が不十分で、保全対策が取られなかったためである。同じ轍を踏むことがないように慎重な調査をしてほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	ムササビは主に大木の幹や枝にできた樹洞や神社の屋根裏等に営巣しますが、特に高速道路から西側の調査範囲にはそのような環境は存在しないため、現地調査で実施した4回の夜間調査（春季・夏季・秋季・冬季）で十分と考えます。
51	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/13	個人	179	環境保全対策書P414以下で事業者は工事による影響にたいして移動能力のある動物は開発区域外に逃避するものと見なしている。哺乳動物、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類などその表現は見境なく用いられている。生物が生きて子孫を残していくために食料、交尾、子育ての場を確保するため縄張りをもつことがあるのは常識である。縄張りがある以上、生物の密度を無制限に高めることは限界がある。開発区域外に常に十分な逃避先があることを前提とした環境保全対策書の判断は常識外れで、結果に対して無責任と言わざるを得ない。なぜならば逃避先には同種の生物がすでに生息していて、そこはすでに新規の参入者を受け入れる余地がないかもしれない。そのような環境に移植が行われ、許容量を超えた場合は、縄張り争いが発生して数を減らし、結果的に絶滅の危機が増大してしまう。もし先住者がいない場所があったとしても、そこには天敵がいるかもしれない。天敵がいる場所への移入も失敗があきらかである。また重要種を移入した結果、既存の他の種が生息地を奪われることも考えられる。これらの懸念を払しょくするためには「逃避先」となる地域の面積や植生、既存生物の密度などを調査したうえで、受け入れ可能な個体数を定量的に示す必要がある。ところが環境保全対策書はこれらのデータを提示していない。科学的根拠を示さない環境影響評価は単なる願望に過ぎない。科学的データを収集し、保全策の有効性を検討するのが環境保全対策書の役割ではないか。もし域外への逃避や移植を前提にするなら、それが成功するための根拠を定量的に示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					180	今回の調査で確認されながら環境保全対策が講じられない19種の重要種について意見を述べる。19種とはアズマモグラと思われるモグラ属の一種、ヒナコウモリ科の一種でモモジロコウモリの可能性があるもの、ノウサギ、ニホンリス、カヤネズミ、カモシカ、サンショウクイ、トノサマガエル属の一種（トノサマガエルまたはナゴヤダルマガエル）、オオゴキブリ、オオアメンボ、ヒメタイコウチ、ギフチョウ、キツネ、イタチ、アカネズミ、タヌキ、シジュウカラ、ホオジロ、ニホンカナヘビである。これらについて共通して「事業の実施に伴い、対象事業実施区域内の環境が改変されることから、本種の生息環境が減少することが予測されるが、周辺に同様の樹林環境が存在することから、本種の生息環境への影響は小さいことが予測される」としている。3月15日説明会の質疑で「周辺に存在する樹林環境」とは具体的にどこからどこまでを指し示しているのかという質問に対して、事業者は環境調査が行われたエリアで、事業区域から200mまでの範囲と回答された。調査がされていない場所にどのような環境があるかは分からないので、当然の回答だと思うが、当該200mの範囲の土地を事業者がすべて所有しているわけではない。それなのに、周辺に開発が及ばないことを前提としているため、この環境影響評価の根拠は薄弱である。海外では一定の面積を開発する際に、代償措置としてビオトープなど新たな緑地を創設したり、一定の面積の樹林を保護したりするなどの仕組みがあるが、本計画ではそれはない。そもそも所有地の境界近くまで開発するため残置森林すら確保されていない。その意味で上記19種の環境影響評価は無効であり、評価の修正と実効ある環境保全対策の新たな立案が必要である。	○	2025/7/7	2025/8/13	生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
52	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/16	個人	181	コウモリへの環境影響評価について P769以下に掲載された調査票によると、コウモリの調査は夜間2時間半の調査が3回行われている。方法はバットディテクターによる聞き取りで、調査地点の項目には「夜間調査」とのみ書かれている。そのためルート上のどこで聞き取ったか不明である。しかしその調査からヒナコウモリ科の一種(モモジロコウモリの可能性)の存在がはっきりしている。その調査からは当該コウモリが餌場として訪問しているのか、営巣地として利用しているか、その両方なのかは分からない。しかし、それ以上の調査は行われていないにもかかわらずP421で「対象事業実施区域およびその周辺を餌場として利用していると考えられる」と結論付けられている。調査日数が少ない事情もあるが、あまりにも短絡的ではないか。調査地に営巣地がある可能性が出てきたため、ふつうに考えれば次の段階では営巣地が域内か、域外かを知るために、移動経路などを調査するところだが、その調査は行われていない。何を根拠にしてそこに営巣地がないと判断されたか説明不足である。説明を求め	○	2025/7/7	2025/8/13	計画地内での営巣地の可能性は少ないと考えており、生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
					182	コウモリの環境保全対策について 環境保全対策書は飛来する生物に関しては域内に営巣地がなければ問題はないと楽観しているようだが、その先入観は危険である。もし営巣地が域内にはなかったとしても、まだ問題が残っている。愛知県のレッドデータブックではこの種の【現在の生息状況／減少の要因】として「森林の大面积伐採や単一樹種の植林による生物多様性の減少が本種の良好な採食場所を減少させている」として餌場を保全することの重要性を訴えている。環境保全対策書は餌場として利用しているだけなら、そこを開発しても問題はないとの立場のようだが、愛知県レッドデータブックは減少の要因として餌場の減少を問題視している。この愛知県レッドデータブックは環境保全対策書の参考文献になっているので、ぜひレッドデータブックの警告を受け入れて、餌場の保全策を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	計画地内での営巣地の可能性は少ないと考えており、生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					183	アズマモグラについて質問する。本環境保全対策書はP420でアズマモグラの環境影響評価を行っている。そこでは重機の稼働によりアズマモグラはすでに忌避行動をとっているとされている。それなら西側の樹林にも退避している可能性があるのではないか。西側の山域は北が山路川に遮られ、西から南は道路に遮られ、周囲の山林から分断されてる。モグラは泳ぐこともできるが、山路川の北側は赤津インターチェンジが障害になり、それより北には移動できない。東側はアンドウ興業が採掘を行っていますが、調整池以北は樹林が残っていて高速道路の高架下をくぐることができる。しかし計画地で汚水処理施設の工事が始まると完全に周囲の樹林から孤立することになる。孤立した個体群は遺伝的多様性が低下し、絶滅する危険性が増大する。愛知県レッドデータブックでは「土壌条件の悪い丘陵地や山地での開発の際は、アズマモグラの生息する可能性を常に検討し、本種の生息が確認された際には、生息域の分断を回避し、土壌条件を改変しないように留意すべきである」としているが、これはそのことを懸念したものと思われる。つまりアズマモグラの個体群を保全するためには西側の山域に生息する可能性を常に検討することと生息域の分断を回避することが重要だが、この環境保全対策書はアズマモグラが西側の山域にいる可能性を無視し、生息域が分断される危険性を回避していない。まず調査範囲を西側の山域に広げる必要があるのではないか。	○	2025/7/7	2025/8/13	高速道路の西側についても調査範囲に含めて調査を行っております。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
					184	両生類・爬虫類・哺乳類の調査結果はP769から現地調査票が16件分収録されている。そこにヤマアカガエルが報告されているが、開発予定地の沢筋はタゴガエルにとっても繁殖に適した環境であり、山路付近ではタゴガエルはもっとも普通の種である。両種はよく似ている。捕獲して腹面を見れば判別できるが、P990に掲載された写真は背面しか見えない。捉えて確認したのは1回だけのようであるが、タゴガエルを見落としていないか。同様のことはヌマガエルについても言えて、背面からの写真ではツチガエルと区別できない。どのように同定されたのか。	○	2025/7/7	2025/8/13	ヤマアカガエルとヌマガエルともに、形態を見て現地で同定しています。両種ともに同定可能な写真は撮影しております。
					185	2022年に名古屋市の東山地区に生息している両生類が新種であることが判明し、オワリサンショウウオと名づけられた。この種はもともと瀬戸市内に広く分布する種で、トウキョウサンショウウオの隔離分布とされていた。その後、研究が進み、2006年にはカミサンショウウオとされ、さらに2019年にはヤマトサンショウウオとされ、2022年にオワリサンショウウオに変わった。また本年3月13日付け新聞で報道されたが、ニホンアマガエルはヒガシニホンアマガエルとニホンアマガエルに分かれていることが判明した。この地域のアマガエルはヒガシニホンアマガエルのようなものである。両生類に関してはこの環境保全対策書にかかわる調査が行われた後に大きく研究が進展しているため、調査結果自体を見直すべきではないか。	○	2025/7/7	2025/8/13	記載しているのは、調査時での結果です。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、必要な場合には再調査等検討させていただきます。
					186	アカハライモリの渥美種族は永く絶滅したものと考えられてきたが、2023年に再発見の報告が行われ、ほぼ同時に愛知県条例に基づく指定希少野生動植物種に指定されている。アカハライモリの渥美種族は事業計画地に隣接する森林にもいるようであるため、慎重な調査が必要である。本事業での環境調査では報告されていないが、現地調査はわずか8日間しか行われていないので見落とされているかもしれない。近年では水中にあるDNAを増幅して特定の生物の存在を検知するPCR検査も実用化されているため、試すべきではないか。	○	2025/7/7	2025/8/13	記載しているのは、調査時での結果です。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、必要な場合には再調査等検討させていただきます。
53	水南連区自治会	-	2025/6/17	個人	187	水源からわずか70mしか離れていない場所に産業廃棄物最終処分場は、川に有害物質が流出した場合、健康に及ぼす影響が全くないとは限らないため心配である。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
54	山口連区自治会	-	2025/6/18	個人	188	説明会で「産廃搬入後に毎日10cm覆土をして水をかけ、シートで一面を覆い、飛散防止を行う。」そうだが、計画書に記載されているか。	○	2025/7/7	2025/8/13	即日覆土については毎日の埋立作業終了後に行い飛散防止に努めますとご説明をさせていただいております。シートで一面を覆う計画はございません。記載につきましては今後の県への申請書内に記載を行います。
					189	説明会で「強風が吹いているときは搬入を中止する。」と言ったが、具体的に風速がいくつ以上で中止するのか。そのための機器が施設内に常備されるのか。本当に実行可能なのか。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、強風時の埋立について検討させていただきます。 例：平均風速15m/s以上の強風時（台風・荒天等を含む）を基準とし、受け入れの判断を行う。
					190	粉じんの飛散による水源汚染、大気汚染、悪臭等によって、近隣住民の生活環境の悪化が心配である。	○	2025/7/7	2025/8/13	即日覆土を行うことで、該当の事象の発生を抑えられるため、ご安心下さい。
					191	山口連区の説明会で産廃施設建設による住民へのメリットを問われたとき、社長から「みなさんにメリットはありません。」との回答があり驚いた。瀬戸市民憲章の1番初めに「自然を大切にし、産業を伸ばし、豊かなまちをつくりましょう。」とある。瀬戸ではすでに50か所以上の産廃処理場がある。瀬戸市は産業廃棄物処理分野の産業推しているのか。現在の状態が「豊かなまち」なのか。私の願いは、市民憲章の3つ目「若い力を育て、希望と安らぎのあるまちをつくりましょう。」である。これ以上瀬戸市に産業廃棄物処分場を建設させないでほしい。	-	2025/7/7	2025/8/13	
55	長根連区自治会	-	2025/6/19	個人	192	予定地は取水口から70mしか離れていないが、「処分場の方が7m土地が低くく、さらに処理水は浄水場とは反対の南側の山路川へ放流するから心配はない。」との説明があったが、その根拠は何か。地下汚染はないとするエビデンスを明示し、説明してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					193	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱第11（立地基準）に、最終処分場を設置しようとする者は、立地に関する基準を遵守するとされている。その立地基準として、「①上水道や簡易水道等の飲用水への影響の恐れがないこと②河川、水路、湖沼及び地下水の汚濁による生活環境の恐れがないこと」とある。県の指導要綱に従い、この土地に処分場を作ることは取上げるよう求める。	○	2025/7/7	2025/8/13	愛知県への要望のようなので、当社の回答は控えさせていただきます。
					194	計画地は、愛知県尾張農林水産事務所管内において山腹の崩壊または地すべりによって発生した上砂等が土石流となって流出し、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区として「崩壊土砂流出危険地区」に指定されている。猿投山・山路川一帯は花崗岩でできており、著しく風化作用が進んでいるそうで、そのような場所に巨大な産廃処分場を設置することは、災害時に土砂を流出させる危険性が増大する。説明会において、土石流が発生した場合における想定される被害や対策について、何ら言及されておらず、災害に対する安全性について強い懸念を覚える。	○	2025/7/7	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					195	処分場計画地の南東には猿投山北断層があり、説明会では1.1km離れているから安全といわれたが、平成9年の産総研のデータで古く、令和2年の国土地理院によれば、0.6kmの位置に横ズレして移動しており、南海トラフ等地震の災害リスクが増々懸念される。説明会で提示された資料データは古く、直近でのデータを示し、何を根拠にわずか1.1kmもしくは、0.6kmの距離があるから安全といえるのか、地震における災害リスクを払拭できるエビデンスを提示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	古い調査データを用いたわけではありません。今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。事業者としましては、断層との距離が1.0Kmだから安全と言っておりません。現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としまして、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					196	水質(地下水)の調査結果は全て基準値を満たしていたと資料P51にあるが、いつの計測か。また、地下水の調査地点が計画地の南北2ヶ所のみで、東海環状自動車道を狭んだ取水口近辺でされていない。処分場の方が立地が7m低いとあったが、地下水はどこでつながっているかわからない。なので、取水口近辺の地下水の水質調査がされてしかるべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	測定については、冬季：2021年1月16日、夏季：2021年8月20日に測定した結果となります。 地下水の水質調査については、県との協議の上、検討させていただきます。
					197	まだ事業が行われていない段階での調査で、事業が行われれば当然水質汚染が心配される。現時点でのこの説明の信憑性を疑う。	○	2025/7/7	2025/8/13	水質汚濁防止法より厳しく自社基準を設け、その基準をクリアするための施設を設計するため、自社基準を下回る水質のもののみが排水される流れとなります。 この基準をベースとし、環境への影響をシミュレートして、調査を実施させて頂いているため、事業が開始された後も同じ結果になることから、信びよう性にも問題はないと考えます。 検討している自社基準は、BOD20mg/ l、S S30mg/ l、ダイオキシン類8 pg－TEQ/Lを検討しております。
					198	水銀やアスベスト等の危険廃棄物の処理の仕方が納得できない。説明では「ブルーシートで二重梱包しガムテープでぐるぐる巻きにして、指定場所を特定して埋める。場合によっては専用容器で埋めるというやり方もあるかもしれないが、まだ詳細は決まってない。」と説明を受けた。水銀やアスベストが及ぼす人体への悪影響に対して、この時点で詳細が決まっていない。ブルーシートとガムテープの梱包が、何十年持つわけがない。ブルーシートやガムテープが劣化することは素人でもわかる。ブルーシートには微細な隙間があり、何重に巻こうが年月の間にシートのズレにより、スキマから水銀やアスベストの流出のおそれがある。一節には、PFASの処理でコンクリートに入れて処理したが、コンクリート自体に染み出し、そのコンクリート自体処理できずになっている所もあると聞く。科学的見地でのエビデンスをもって対策がされない限り容認できない。	○	2025/7/7	2025/8/13	ご説明した方法は法令基準に適合していると考えていますが、具体的な対応の仕方については今後事業者が県に提出する維持管理計画書内で示し、その順法性、妥当性について審査、指導をうけることとなります。
					199	悪臭の臭気指数は、3地点で基準値未満とあるが、調査日が2021年8月と9月ある。今から4年前であるが、この工事は認可がおりる以前から始まっているのか。現在県の認可はおきてないので、この調査日の意図は何か。アンドウ興業の掘削状況での数値ではないか。だとするならば、埋立時の産廃15種類の臭気とは比べものにならない。	○	2025/7/7	2025/8/13	この調査結果は、現在の状況を表しております。この調査結果に基づき、埋立時における予測を行っております。予測結果は、即時覆土等の保全対策を実施することにより基準を守れるものと考えております。
					200	産廃埋立てでガスが発生するため、ガス抜き管を設置するとある。当然産廃のガスが、ガス抜き管から大気中に飛散することになり、悪臭が基準値を越えてくることは容易に想定される。現に、他の最終処分場を見学した人は目がチカチカしたり、のどがいがらっぽくなったりと、発生するガスによる人体への影響がみられる。また、カラスが毎朝群れている等聞く。環境悪化の懸念が払拭できない。どう具体的な対策を立てるのか。	○	2025/7/7	2025/8/13	ガスについては発生した場合ということになります。ガスを発生させない対策として、埋立地内に浸出水を内部貯留させない計画、ガス発生のおそれのある廃棄物を埋立低位部に埋立ない等、対策を行うことによりガスの発生防止に努めます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					201	10tトラックの廃棄物運搬車両が往復110台/日搬入すると550t/日の搬入になる。説明では「3m積み上げて50cmの土をかぶせる。そのくり返しをして、容量まで行く。」とあったが、3m積み上げる間、野ざらしになり、トラックから降ろす時の埃や、積み上げられた廃棄物の劣化による飛散、目に見えないレベルの成分も含め、天候によっては半径3kmよりも飛散する可能性もある。飛散したものが、周辺に降りつもり、雨でその成分が溶け出し、土壌汚染や地下水や川の水の汚染につながり、飲み水や農業用水に多大な影響を与える恐れがある。説明会では「毎日10cmの土をかぶせる。」と聞いたが、わずか10cmの覆土ではデコボコの廃棄物のスキマに落ちて、重しの役割を果たすとは思えない。さらに、それをこの広大な面積で毎日行えるとは思えない。納得できる対策を示してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	即日覆土につきましては10cmとしていますが、廃棄物が露出しないように覆うものです。露出箇所があれば追加で覆土を行います。また、1日の埋立範囲は限られた範囲で埋立を行うことから、廃棄物の露出範囲もこの限りになりますので埋立が終了した後に即日覆土処理を行い飛散防止に努めます。
					202	計算すると、ピーク時の工事車両は60台/時間＝1台/分、廃棄物運搬車両は11台/時間＝1台/5分通ることになる。これだけの10tトラックが行き来することによる騒音レベルがNo.3の地点では基準値を越えており、No.4（塩草団地）やNo.5（太子町）では基準値ギリギリである。このような台数の運搬が行われることは、近隣住民の住環境に配慮されているとはいいがたい。環境保全協定を結ぶ予定とあったが、多くのトラックが毎日通り、騒音のみならず砂ぼこりや振動にどう対処するのか。	○	2025/7/7	2025/8/13	地元車両の走行を優先し、工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です。また、通勤通学時間帯には、特に交通安全に配慮し、歩行者優先、一時停止等の励行を指導いたします。その他、運転手、作業員に、騒音、振動、砂埃の教育を行い極力おこなさないようにいたします。
					203	説明会資料p61では、廃棄物運搬車両は110台/日と記載されていたが、説明会では往復110台/日と「往復」が付け足された。2倍数が違うことになるが、どちらが正しいのか。	○	2025/7/7	2025/8/13	言葉足らずで申し訳ありません。 資料内の内容を即時変更してしまうと、縦覧している資料との差異が出てしまうため、説明会内で、より分かりやすい説明をするため、往復という表現を付け加えさせて頂きました。 正しい表現としては、往復110台/日となります。
					204	工事車両や運搬車両の主要走行ルートが国道248号線を超え、瀬戸設楽線に入り、バス停(万徳寺前)を100m超えた所までしか示されていない。瀬戸設楽線を道なりに走るとにじの丘学園があり、大勢の児童・生徒の通学路になっている。交通安全上、通勤・通学時間帯には、極力通行しないように配慮するとあるが、下校時間は小・中学校や学年で異なり、ピーク時の工事車両300台/日や運搬車両往復110台/日の運行台数では、通勤、通学に配慮した運行ができるとは思えない。主要走行ルートの全貌を明らかにし、具体的な交通安全に配慮した計画を明示すべきである。	○	2025/7/7	2025/8/13	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルート进行することとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。
56	長根連区自治会	-	2025/6/27	個人	205	昔からの貴重な馬ヶ城浄水場、貯水池および近隣の田畑、川、海への水質汚染が心配である。	○	2025/7/7	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					206	PFAS・PFOS・水銀等を含んだ金属も埋められる。PFAS等が浸出しても、国でまだPFAS等の規準ができていない段階では今のところ検査しないという回答だったが、危険なことはすでに分かっているので、それらを除去する対策を現時点で入れてほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	現状の運用を検討している活性炭による処理を実施することで、基準値以下にまで抑えることができるため、PFAS等に関してはご安心下さい。基準値については水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定） また、水銀についても、キレート塔により吸着処理する計画となっているため、ご安心下さい。
					207	水質検査は年1回のみとの回答。汚染水が流れていても検査日までは垂れ流し状態になる。せめて月1回の全水質検査を要望する。また、結果を市が公表してほしい。	○	2025/7/7	2025/8/13	県との協議の上、検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					208	現在の規準である震度6レベルは1回程度、震度5レベルは数回耐えれる規準に従って施設の建設が計画されている。しかし最低の規準であり、南海トラフに対応しているものではない。また、近くに猿投断層も走っている。揺れがあるたびに廃棄物の重みでシートに亀裂ができる可能性は大きい。もし地震が起こった場合、産廃施設が壊れても、インフラの優先順位から対応してもらえない可能性が高く汚染物質が流れ続ける。市民の飲料水である馬ヶ城浄水場が復旧しても産廃からの汚染水で水道が長期使用不可の可能性もある。災害の時に一刻も早く市民に水を届けるためには、この場所に産廃施設を作ってはいけない。	○	2025/7/7	2025/8/13	本年の3月に公開された南海トラフを想定した震度予想では、瀬戸市内では最大震度6強とされており、現行の耐震設計のレベル2での対応範囲と考えております。 設置場所の適性についてはご意見として伺います。
					209	未来の瀬戸市民に健康や費用などの負の負担をさせてはいけない。産棄物の埋め立てが終了し、廃棄物が安定化して2年後、廃棄規準をクリアしていれば業者は引き上げるとの回答があった。しかし、産廃は植物と違い永久に残り続けるため、劣化とともに汚染物質は出続けるのではないか。将来その地域の汚染が判明したとき、誰が後始末をするのか。責任は誰になるのか。業者・瀬戸市・県は責任をもって施設や廃棄物を除去し安全なものにすることができるのか。問題は現在から15年間ではなく、そのあとの人に健康被害が出ないうに責任がもてるのか。膨大な費用を後から投入することのないようにできるのかである。	○	2025/7/7	2025/8/13	当社は法に則り対応させていただきます。愛知県や瀬戸市の責任については、私どもでは回答致しかねます。 汚染物質が出続ける場合は、廃止ができません。廃止届を提出し、廃棄物対策課に、受理された時点で、汚染は無いものと判断されます。廃止後の責任は、土地の所有者となります。
					210	瀬戸市のみでなく他市の膨大な廃棄物を埋め立てることに納得がいかない。	○	2025/7/7	2025/8/13	ご意見として承ります。
					211	愛知万博で環境都市宣言をした瀬戸市が、宣言と逆行するようなことを認めるのは反対である。宣言を継続し、環境に根ざした市運営をすることを望む。	-	2025/7/7		
57	水南連区自治会	-	2025/7/1	個人	212	水源から近いところに処分場ができることが心配だ。	○			
58	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	213	2,009年に同じ場所での事業計画を自治連合会等の反対により取り下げた経緯がある。再度の事業計画を説明するにあたって、前回に指摘された事案改善での同意要請ではなかったのが残念である。しかも今回は産廃の種類もアスベスト、水銀、廃プラスチック類等が追加されている。当該事業への賛同は程遠い。	○			
					214	海青が東立テクノクラシーの親会社であることが問題。海青は愛知県から産廃業者の許可を取り消された会社であるとの情報あり。相当悪質な事があったので事業許可を取り消されたと考える。産廃事業を東立テクノクラシーを隠れ養にして事業を行うのではないか。利益優先の為子会社に相当な(違法)指示があるのではないか。この問題は行政指導でなければ難しい。	-			
					215	馬ヶ城浄水場西谷取水場が近接しており、土砂崩壊ヵ所周辺に存在している当該地域は、保安林(水源酒養保安林、土砂流出保安林)に指定されているのではないか。	○			
					216	配布された説明資料の文字が小さく見難い。プロジェクターに映して説明してもらったが理解が追いつかず、後で見ようとしても小さくて見えない。	○			
					217	地元住民軽視と思われる発言。当該事業の許可申請には地元住民の同意事項ではない旨の発言あった。県の許可申請では地元住民の同意書を求められるのではないか。(森林法に基づく大規模開発の許可申請の場合では必ず地元住民及び隣地地権者の同意を求められる。)	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					218	行政(申請窓口)とは当該事業許可申請について全く相談をしていないとの説明があった。この様な大きな事業を許認可の見通しが無く計画だけを進捗することは考えられない。事業計画を立案するには専門のコンサルタントに委託するのが通常である。民間会社は見込みのない事業にコンサルタント費用は掛けない。コンサルタント会社は仕事柄県庁の担当者とは顔見知りのはず、事前相談をしないはずはない。何故隠すのか理解が出来ない。	○			
					219	事業金額から計算しても設備費等が2～3億円でも十分ペイ出来る収益で何としても実施したいはず。 埋立容量1,463,400m3 処分費30,000円/m3 収入金額43,902,000,000円 管理型混合廃棄物の処分費の相場12,000～30,000円/m3(廃棄物の種類や処分業者の相場によって大きく変動) この事業では石綿と水銀を含むので相場は更に高額になるのか。	○			
59	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	220	ごみを埋めるだけという手法は、最善の手法を考えて欲しい。例えば、焼却などでそのエネルギーで発電や発熱して利用する。	○			
					221	ごみを埋めて安定化しても、それは汚染された土壌が残り続け、今後その土地は使えなくなると感じた。後生にも使える土地を残す手段を取るべきと考える。	○			
60	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	222	シートの耐久性と管理が永久的でないのが不安である。埋めたら終わりのと管理企業と住み続ける近隣住民とは考え方が違う。最後の埋め立てが終わり安定化するまでは責任を持って管理すべきだ。	○			
					223	建設中も第三者機関がチェックする必要がある、完成後も水質チェックは第三者機関がやるべき。自動で結果がホームページにあがるようなシステムを作ってもよい。	○			
					224	地面より上に廃棄物を積むことは、豪雨等で崩れる可能性がある。シートをしているところからはみ出してしまうことも考えられる。廃棄物が流出しない対策をすべき。	○			
					225	前回棄却された地盤と川への放流について、物理的な対策は何もされていなかったので地震への備え、停電時など南海トラフ大地震まで想定した具体的な対策をすべきである。	○			
61	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	226	川に流す水は人に害のない水なのか。事業終了後、管理が終わっても害のない水にしてほしい。川遊びができるくらいにしてほしい。その水を飲んでも死なないか。小学生にもわかりやすく説明してほしい。 その水は飲んでも体に異常は起きないか。微生物は停電で1週間程度で死んでしまうなら、大きな地震が起きて2週間程度停電が続いたら、その水はどうなるのか。微生物はどうなるのか。微生物の寿命はどれぐらいか。	○			
62	山口連区自治会	-	2025/7/7	個人	227	市への申請時の事業計画に非現実的なスケジュールが含まれていた。今後、県に提出する段階で事業計画が修正される場合には、その内容を改めて住民に説明する場を設けるべきである。計画の変更は、新たな説明責任が発生すると考える。2回目以降の説明会スケジュールを早急に提示するべきかと思うがいかがか。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					228	工事期間中、一日100台以上の大型車両の通行が想定され、騒音や粉じん、通学路の安全が心配されている。にじの丘学園に通学される児童が何名通学路として利用する道路なのか、知っているのか。主要な運搬ルートや運搬時間帯、走行車両の台数などの詳細な情報を速やかに市民に提示するよう強く求める。	○			
					229	現在の説明会は十分に周知されておらず、住民が参加できないケースが目立つ。SNSなど、多様な広報手段を使って周知を徹底してほしい。御社はInstagramのアカウントをお持ちなので、そこで住民説明会が開かれていることを周知してはいかがか。社長の日常やゲームを使った面接も情報として大事かと思うが、住民は企業がきちんと説明会が行われているか気になっている。	○			
					230	説明会に参加できない住民も多数いる。インスタライブやYouTubeなどを活用し、説明会を配信で視聴できるようにしていただけないか。御社は、Instagramのアカウントをお持ちなので、インスタライブはすぐに導入できるかと思う。情報の平等な共有の観点から、ネット配信の導入について市と協議し、積極的な検討をお願いする。	○			
					231	住民から「環境課」「水道課」など市の担当部署にも説明会に出席してもらいたいという声が多く上がっている。これについて貴社としてはどう考えるのか。市民と行政が直接情報を共有できる場を設けることで、説明会の信頼性や透明性が高まると考える。	○			
63	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	232	瀬戸は緑の美しい所とされているが、その緑が破壊され、そこに「特別管理産業廃棄物」を含む15種類の廃棄物が処分される。地球環境、瀬戸の環境、いのちと暮らし、水の汚染を守るため計画に絶対反対する。	-（関係住民外）			
64	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	233	水銀・石綿などの特別管理産業廃棄物によって健康被害が出るのではないかと心配である。	-（関係住民外）			
65	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	234	有害物質が流出した場合、飲み水、農業用水の汚染が心配である。健康被害が出てからでは遅すぎる。	-（関係住民外）			
66	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	235	搬入車両が増えると子供や高齢者の安全が心配である。水銀、アスベストなど健康への被害が気になる。悪臭・騒音・生活環境が損なわれないか心配である。	-（関係住民外）			
67	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	236	日本は水道をひねればすぐおいしい水が飲める。ところが今計画されている処分場のすぐ近くに水源地がある。環境は汚染されると取り返しのつかないことになる。	-（関係住民外）			
68	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	237	アスベスト水銀などの廃棄物が含まれるのは危ない。瀬戸市の土地を汚さないでほしい。飲み水、農業用水にも影響があり、大変危ない。	-（関係住民外）			
69	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	238	水銀や石綿などの特別管理産業廃棄物により健康被害が出る事が心配である。すぐ近くに水源があり、有害物質が流出した場合に、飲み水や農業用水の汚染が心配である。	-（関係住民外）			
70	八幡台連区自治会	-	2025/7/8	個人	239	運び込まれる産廃の量は膨大で、有害物質が含まれることは計画書にも記載されている。石綿、水銀など、明記されていないがPFASなどの有害物質を含むこともあり得る。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					240	・水道水水源からわずか70メートルしか離れていない。敷かれるプラスチックシートは厚さわずか1.5ミリメートルを2枚とのこと。こんな薄いシートでは何トンもの産廃を1回投棄ただけで容易に破れると想像される。瀬戸でも震度1~3程度の地震は年間何回も経験する。産廃で穴が埋まり底に薄いシートが固定された状態で、この薄いシートは地震の揺れの加速度何ガルまで耐えられるのか。説明はない。 ・わずかな揺れでも底のシートは容易に破れ、裂けるのは明らかと思われ、産廃で埋まった処分場の底はシートが穴だらけになる。穴の有無はどうやって確認するのか。 ・雨水で有害物質が溶け込み、水源の水に溶け込む恐れが十分に予想され、永久の汚染水滲出源になる。さらに地下水脈がどうなっているかも明らかではない。汚染水が地下水として地下からも水道水源水に混入するのは十分考えられる。農業用水汚染も懸念される。	○			
					241	豪雨にでもなれば処分場からの汚染水が周辺地域に溢れ出るのは明らかだ。	○			
					242	猿投山北断層帯が近くにあり、大地震で産廃場の土砂崩れも予想される。	○			
					243	子々孫々に至るまで市民の健康被害が懸念されるが、日々そのような不安を抱きながら生活を強いられるのは、住民として耐えがたい。	○			
71	祖母懷連区自治会	-	2025/7/11	個人	244	事業計画2項維持管理手順について観測用井戸の監視・測定について、外部計量証明業者の測定で異常があった場合、再確認するとなっているが、再確認は誰が行うのか。通常は自社が日常的に行ってる測定結果が正しい事を確認する為、定期的に外部計量証明業者に測定を依頼する流れのはず。外部機関での測定を月一で行なうなら、自社では毎日、毎週の計測を行うべき。	○			
					245	災害防止計画に書かれている13件が本件についてのリスクマネジメントの結果であれば、あまりに粗末である。別に詳細なリスクマネジメント資料が存在するのであれば開示して欲しい。現在の計画書に載っていたのは起こり得る事象のみであり、起きた事象によって引き起こされる危害についての分析がおこなわれていない。起こり得る事象として挙げている産廃の流出、河川の汚染、火災全てに危害の程度、影響範囲があるはず。説明会での話を聞いたが、ワーストの危害想定がなされ、それを防ぐ為の施策を検討した結果が現在の計画とは到底思えない。法的要求事項への対応は当たり前、最低限の事であり、敢えて水源、住宅地の近くに産廃処分場を作るというリスクを選択したのであれば相応のリスクマネジメントの結果である事を示さないと近隣の住民とても納得できるものでは無い。	○			
					246	海青、東立テクノクラシー、アンドウ興業の関係についてどこの説明会でも結局この部分が1番問題になっている。やましい事がないのであれば詳細な会計情報を開示し、東立とアンドウ興行との間に疑われる様な点がない事を明らかにした方が場が荒れる事なく建設的な話し合いができるのは自明なのに何故やらないのか。	○			
72	山口連区自治会	-	2025/7/11	個人	247	祖母懷・萩山の説明会で、環境影響評価の方法の説明について指摘があった。「全体の個数がわからないのに、少しくらい減ってもいい、という考え方はおかしい。」という内容であり、同感する。また、調査の対象に藓苔類が含まれていない。マイコアカネなど20種近くの貴重な種が存在している。きちんと調査をして、市民に報告ほしい。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					248	産廃は何mの高さまで積む計画なのか。萩山台の説明会で参加、発言されていた議員さんの話では、50mも積むようである。私は、説明会の資料から予測して21m位を予測していたので驚いた。例えば21mでも西谷取水口より高くなるのではないか。当然「粉じんが、取水口より高い森林に飛散し「表流水」が汚染されることが心配である。飲料水、農業用水が汚染されたら、私達の生活、子ども達の健康、生命が損なわれる。そのような危険性を伴う情報を説明会で言わない。	○			
					249	萩山台の説明会で、P16周辺環境を守る対策として、「即日覆土をかけて、翌日取り除く」と説明があった。ブルドーザーかなにかでその作業をするのか。作業中に粉じんが飛散しないのか。そして覆土を取り除いたら産廃が露出して粉じんが飛散しないか。サンドイッチ方式の覆土である50cmまで取り除くのか。	○			
					250	7/6萩山台の住民説明会で、参加者からの質問「事業計画地が崩壊土砂流出危険地区ですよね?」に対し、犬飼社長は「認識していない。」と答えたのに大変驚いた。それで周辺住民が安心して暮らせる事業計画、対策が出来るとは思えない。私が参加した数回の説明会で、上記のリスクに対する言及・説明はなかった。崩壊土砂流出危険地区内に高さ50mにも及ぶ巨大な巨大な産業廃棄物処理施設を設置することは危険以外の何者でもない。	○			
73	水南連区自治会	-	2025/7/15	個人	251	活断層はいつ地震を引き起こすかわかりません。そんな場所で大量に産業廃棄物を埋めたてるなど普通の感覚では考えられない。活断層直下でしか地震は起きないと誤解しているのか。たった1 k m程しか離れていないのであればほぼ震源地と同じ揺れが処分場をおそう。	○			
					252	御社のSNSを見た。「地球をきれいにする会社」とプロフィールに掲げながら、実際には地元住民の不安や安全性を置き去りにした巨大埋立計画を進めている。投稿内容は写真でボードゲーム会社説明会といった社内の楽しい話題が中心。しかし、地球環境を守るためどんな取り組みをしているのか、地域の声はどう寄り添っているのか、そうした発信はほとんど見うけられない。その結果、御社は「この地域を任せられる会社なのか。」と疑念が膨らんだ。御社がこの計画にどのように責任を持って取り組んでいるのか伝わってこない。	○			
74	山口連区自治会	-	2025/7/15	個人	253	6/29祖母懐の住民説明会で「工事・運搬車両のルート・台数・通学路への影響が不明確で心配である。」との意見が出された。想定ルートをきちんと出すべき。今のままではにじの丘学園の子どもたちの通学の安全は保障されていない。	○			
75	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/15	個人	254	私は、馬ヶ城浄水場の一年に一度ダムの開放日に見学に行っている。すぐ近くに住んでいる者として近くの人だけではなく遠くから楽しみに来ている人も多い。安全では無い事業を行なうことは大変不安である。	○			
76	西陵連区自治会	-	2025/7/15	個人	255	生活にかかせない水を汚されるのは、たまらない。日本の技術で、有害物質をのぞく方法を研究して欲しい。そのための補助金を予定してほしい。	-			
77	道泉連区自治会	-	2025/7/15	個人	256	瀬戸にはすでに5 0 か所以上の産廃施設があり、異臭がする等周辺の住民が困っていると聞く。今回はアスベストや水銀等も含まれている。計画地は崩壊土砂流出危険地域でもあり、猿投山北断層から6 0 0 mしか離れておらず、今、地球温暖化の影響で大規模な自然災害が起こるリスクが高まっている。豪雨や地震などで埋められている産廃が崩れた土砂とともに流れ出す危険性が高い。とても恐ろしい危険なリスクを抱え込むことになる。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
78	深川連区自治会	-	2025/7/16	個人	257	説明会の中で、水生生物の保全についての話があったが、具体的な保存方法は検討されていないようであった。そもそも説明会ではどういった生き物が生息しているかの説明がなかった。現状、計画地に何が生息していて、どのように保存するのか、再度説明会を開き、説明する必要がある。	○			
79	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	258	瀬戸市に産廃施設が集中しているので、別の場所にしてほしい。これ以上増やさないでほしい。	○			
					259	施設が稼動中は水質の検査はされるが、埋立完了後はどのように管理するのか。永久的に検査するのか。廃棄物はなくなる。汚染された水が30～50年後に流出しないのか。不安である。	○			
80	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	260	土砂流出危険地区であることから、災害時に強い不安を感じる。	○			
81	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	261	水源の近くにあり飲み水等への汚染が心配である。水質汚染を懸念する。	○			
					262	なぜこの場所に産廃処分場を計画しているのか。活断層も近く、土砂災害危険地区でもあり、さらに水源に近いことから、その場所に建設する意図がわからない。	○			
82	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	263	すぐ近くに水源があり飲み水や農業用水、動植物への影響が心配である。	○			
83	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	264	浄水場のそば、市民の飲み水に関わる場所に水銀などの有害な物質をうめるのはありえない。安全性は確保しているとのことだが、資料を見ると3cm程度の遮水シートとのこと。活断層が近いということもあり、地震など自然災害が起きた時めだす危険性は十分にあるのではないか。福島原発のように汚染されて、市民の安全が妨げられてからでは遅いと思う。また経年劣化も心配。今はよくても年月とともにめだす危険性もあるのでは。	○			
					265	ねむのもりや瀬戸の川は美しく子どもとよく遊びに行く。生き物も多く、きれいな水の中を安心して遊ばせることができるが、産廃処分場ができると、安心して遊ばせることもできなくなるのでは。浸出水を集めるとのことだが、きちんと処理できるのか。うめたてた後何十年も何百年も廃棄物がめだす危険はあるわけけれども、永久に浸出水を処理し続けるのか。埋め立ての利益だけを得て、処理水の処理をきちんとやり続けないという可能性もあるのではないか。	○			
					266	汚染されて健康被害がでた時に、賠償金などを支払える規模の企業なのか。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
84	山口連区自治会	-	2025/7/18	個人	267	安心安全な飲料水を 私は、知人に土地を借りて農作業をしている。農地の隣にダンプ駐車場がある。ダンプの出入りの時は砂埃が立ち上がり、強い風が吹いたときは旋風となって土埃を巻き上げてくる。粉塵は70メートルをはるかに超え広範囲にまき散らされる。また、赤津地区では、強風で葉の裏の白い部分が見られ「猿投山が笑う」と言われているほど強い風が吹きつける。飛散防止対策として散水を行うとか土を被せるとの対応を取るとの説明があるが、休業中の管理や自然現象に万全の体制が取れるとは考えられない。産廃の中には、アスベスト(特別管理産業廃棄物)や水銀なども含まれており、有害物質飛散の不安が募るばかりである。計画地は、馬ヶ城の西谷取水場に隣接しており、リスクを背負うこの地に産廃処分場を作るべきではない。逆に、樹木を植え、海上の森につながる自然の森をつくることこそ求められている。	○			
					268	食の安全・憩の場の保障を 産廃施設からの有害物質の流失が心配される。近年大雨による土砂災害で産廃場が流され下流域に甚大な被害をもたらしたことも報じられている。下流の山口・幡山地域の多くの農家が山口川の水を農業用水として利用している。「心配です。今でも上流の各施設からの汚水が農業水路に流れ込み、泡を立てていることもある。これ以上、川を汚さないでほしい」と、下流の農家の方にお聞きした。また、浅瀬での川遊びができるように整備されている場所もあり、市民の憩・交流の場になっている。この地に永住を決めた方々とお話をすると、子や孫の代に「負の遺産」を残したくないと口々におっしゃっている。自然環境に恵まれた山口・幡山地域の良好な環境の恒久的維持を強く望む。	○			
85	效範連区自治会	-	2025/7/18	個人	269	巨大産廃施設ができることによる環境の悪化、自然破壊は、回復不可能なものである。特に水源地が近いことに大きな不安を感じる。汚染が起きないという保証は不可能なはずである。	○			
86	陶原連区自治会	-	2025/7/22	個人	270	「水源から70m」「活断層から約600m」の場所に産廃処分場をつくることは子や孫の飲み水や命を守るためにも反対。	○			
87-1	祖母懐連区自治会	2025/6/29	2025/7/22	自治会	271	埋め戻しが進み深い位置で破損や劣化が発見された際でも掘り下げて修理するのか。また修理できるのか。	○			
					272	遮水シートの耐性は担保されているのか。	○			
					273	この計画は民間事業で愛知県が許認可を出すとの事だが、この計画地でなくてはならない理由は何かあるのか。	○			
					274	この計画が実施された場合に瀬戸市及び瀬戸市民にメリットあるのか。	○			
					275	この事業計画予定地は全て取得済みか。	○			
					276	南海トラフ地震が発生した際に地震で遮水シートや処分場の各施設が破壊され有害物質が流出すると考えられるが持ち堪える事ができるのか。	○			
					277	猿投山北断層が動いて地震が発生したら、瀬戸市東山路町地域にはどんな影響があるのか。	○			
					278	搬入車両受け入れ時の飛散防止対策はどのようにするのか。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					279	埋め立て期間15年、有害基準値以下の排水安定化までに約20年(都合約35年)を要するとの事だが、その先想定外の原因で有害物質流出が発生した際、対応及び社会的責任は御社(東立テクノクラシー)がとるのか。	○			
					280	周辺山林には人以外に多くの動植物が生息しているのでとても心配。生息し続けられるのか。	○			
					281	愛知県自然環境保全地域に指定されて、東海地方でも独自の植物が点在している。また、海上の森とも隣接しているがどのような対応をとるのか。	○			
					282	処分場が稼働を始めると搬入トラックが増加して、道路舗装の傷み維持修繕費が増える事が予想でき、瀬戸市の税負担増加は明らかである。それは転入を検討している方や住民にとって大きなマイナス要因である。それらに対して事業者は何をするのか。	○			
					283	14年前に東日本大震災が発生した影響から当時計画を断念しているが、南海トラフ地震がまじかに予想懸念している今、この建設計画が再度申請されるのは理解に苦しむ。地震規模から想定される以上(想定外)の被害を受けて汚染物質が流出した際の危機管理対応について、我々住民が理解できるように説明して頂きたい。	○			
					284	埋め立てが進んだ断面図では、水処理設備側の低い位置に水が溜まるように見える。特に線状降水帯を伴う集中豪雨時ではあふれるように思えるが、住民が安心して理解できる説明を聞きたい。	○			
					285	当該建設事業の資金調達はもとより維持管理についての資金計画や安定化後の想定外事故が発生した場合、汚染物質流出等に対して資金対応を提示して頂かないと我々住民は安心できない。我々でも理解できるよう資金力及び資金調達を証明する資料でご説明頂きたい。	○			
					286	事業計画書では財務諸表等が公開されていないが、公表されていない現状では安心して理解納得できない。Webページ「公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団」に公開されている直近3年の財務諸表を基に、不測の事態に根拠を明確に説明して頂きたい。	○			
					287	（意見番号6の事業者見解への追加意見） 監視は常時実施できるシステムか。異常発生時の報告ルートはどのようになっているのか。異常時の処置方法はどのようになっているのか。地域住民が見て安心できる内容なのか精査するためにも内容の公開を求める。	○			
					288	（意見番号21の事業者見解への追加意見） 20t超の車両が処分場に入った時、保護砂50cmの厚さの中に漏水センサが埋め込まれている状態でセンサが壊れることはないのか。無いといえるならその根拠を示す事処分場工事時は通行車両が3倍、1台/min(8時間稼働として)通ることになる工事現場までの道には歩道は無く広い道でもない住民や登山客が事故に遭う危険性をどう考えるのか。歩道設置等の対策が必要と考えるが見解は。	○			
					289	（意見番号23の事業者見解への追加意見） 活性炭交換インターバルを8カ月と決めた根拠を示すこと。	○			
					290	（意見番号55,56の事業者見解への追加意見） 処分場完了後自然保護の観点から緑化計画を「検討している」「行う意思はある」ではなく「行います」の回答が出来ないのか。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					291	（意見番号59の事業者見解への追加意見） 地球温暖化が進む中、豪雨災害も年々増えてきている。過去のデータは気象庁が発表しているもので問題ないが今後十数年の予想は気象庁でも無理。原発事故の時のように”想定外の事態が発生した”とは言わせない。そのためには十分なマージンが必要。自信を持って大丈夫ですと言える前提条件とシュミレーションデータの提出を求める。	○			
					292	（意見番号61の事業者見解への追加意見） 堤体盛土や廃棄物埋め立て形状に関しては・・・安全性を確保していますとあるが土台となる周辺土壌の状態によっても変わるもの。安全性を確保しているというのであればシュミレーションに用いた構造物含め全ての仕様と前提とした条件、そしてその結果のエビデンスを公開すること。	○			
					293	（意見番号64の事業者見解への追加意見） 地中の中の出来事、地表面でたった数m(7m)の高さが高いから大丈夫だなん判断をしてほんとにいいのか。絶対ないと言えるのなら工事開始前に瀬戸市に対し大丈夫です問題発生時はすべて責任を産廃業者が負いますと言えるはず。この誓約書の提出を求める。	○			
					294	（意見番号66の事業者見解への追加意見） 地下水の異常検知はリアルタイムなのか。異常検知した後の対策フローチャートは。検知後処置完までの期間は地下土に汚染水が蓄積されることになり豪雨の際など地下水脈を通して長期間に亘り汚染水が川に流れ出る危険性がある。このことを周辺また下流住民が認識出来る様公表すること。市側も広報誌や災害メールに危険情報として発信すること。	○			
					295	（意見番号67の事業者見解への追加意見） 一部内部貯留を考慮しているとあるがどのように考慮しているのか具体的内容を開示し、より多くのひとが精査できる状態にすること。	○			
					296	（意見番号70の事業者見解への追加意見） 具体的な印加空気圧と印加圧の低下がみられない時間を規定しているはず。その数値はどうなっているのか。防水シートは完全ではない。汚染水の水分子は極小。ペットボトルの水も数年で中身が少しづつ減少する防水シートだから問題ないの回答ではなくもっと正確な説明を求める。また試験時空けた未接着部を熱力シメした後、その部分が漏れなく完全に密閉されているか確認方法とその良否結果の判断基準を明確にすること。	○			
					297	（意見番号75の事業者見解への追加意見） 環境保全対策書で検討し問題ないとの結果を得ておりますとあるが、検討結果はあくまで机上での話、現時点でそれしか言えないなら結果を出した詳細条件を提示しどのような考察で問題なしとしたのか技術的説明を求める。	○			
					298	（意見番号77の事業者見解への追加意見） 飛散防止に努めますではなく飛散防止を行いますと明記すること。即日、覆土やシートとあるが雨や雪の日も台風も天候に関係なく毎回実施するのですね。	○			
					299	（意見番号78の事業者見解への追加意見） シートメーカー仕様は最長30年とあるが保証期間ではない。また、最短では10年以下で不具合が起きる恐れはないか。保証期間が30年なら納得できるが仕様で最長30年は何の保証も得られない。30年持つものと信じているだけでは。地域住民に対し安心と安全を届けるべく産廃最終処理業者としていい加減な判断をせず科学的根拠のある説明を求める。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					300	（意見番号81の事業者見解への追加意見） 埋め立て造成地の斜面に加わる滑り方向の力は、例えば傾斜角が45度であった場合、斜面に垂直方向荷重と斜面に水平方向との力に50%ずつ加わることになるが、ダンプカーやショベルカーの質量が20トンもあれば斜面の部分的に滑り力が $\sqrt{20} \approx 14$ トンもの大きな力が働くことになる。この時ガラス破片や長めの木材端材も搬入されており、押しつぶされた際シートへのダメージ漏水センサへのダメージを保証できるのか。大丈夫だと言える技術的説明を求める。	○			
					301	（意見番号95の事業者見解への追加意見） アスベストの飛散防止で二重梱包し場所を特定し、つり降ろして処分、とあるがその後、その上に別の産廃を搬入、地ならし時、二重梱包した物を押し潰して暴露する恐れはないのか。ないのであればないと言い切れる根拠を示すこと。	○			
					302	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 説明会用資料 6 頁 豪雨の際、埋め立て部から外部へ雨水が漏れ出すことはないか。特に埋め立て終盤における山盛りに近くなった状態においてシートを伝って ・埋め立て面積:64300m ² (平面で考えたとき) ・浸出水処理施設能力:250m ³ /D ※埋め立てが完了するまでは表面を完全に覆うシートは被らない 埋め立て面積内に4mmの降雨があった場合 64,300×0.004=257.2m ³ の雨量になる→処理水施設能力限界値 1日で100mmの降雨量は十分ありうる条件である この場合、処理水施設能力を大きく超える(25倍)ため処理場から漏れ出す汚染水、また処理しきれない汚染水は外部に流れ出し周辺・下流域へ悪影響を及ぼす処理能力に問題が無いといえるならその技術的根拠を示すこと ★考えられる最悪のケースで検証し誰もが納得できる説明を求める	○			
					303	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 10頁 防火調整池の水質検査は行わなくて良いのか。監視井戸とは経路の異なる地下水脈が流れ込んでいる可能性があるため。	○			
					304	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 漏水検知システムのセンサは漏洩抵抗の変化をとらえて漏れ危険性の判断をしているものと察するが、適正閾値で異常判定出来るリアルタイムの監視体制が整っているのか。また異常時には判定に至る経緯を記録として残し(エビデンス)公開を求める。	○			
					305	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 産廃埋め立て終了後、全体を覆うシートの耐久性(対候性)は。埋め立て完了後2年間は地下水、処理水の水質検査を行い基準値内なら施設は解体し後は管理なしとのことだが有機材シートは温度・湿度・圧力・電磁波(太陽光)・機械的外力等で劣化が年々進みやがて十数年後には閉じ込めた有害物質が地下水や表層水となり外部に漏れ出す危険性は十分あるが「そんなこと知ったことか」というスタンスをとるのではないですね。その様な危険性があることを今後また開かれるであろう説明会でしっかりと住民に説明してほしい。根拠のない安全です・大丈夫です、はいらないですから危険が伴うことも住民説明会ではっきりと説明してほしい。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 (写し又は要旨を送付)	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					306	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 42頁 放流地点と取水地点との標高差は放流地点が約7m引くなっているとあり、安定計算において基準を満たしているとあるが安定計算を行った際の条件を明示の事。産廃埋め立て場周辺地下の状態をどのように仮定して導き出したものなか識者が見て納得できる条件で算出しているのか検証したい。	○			
					307	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 45頁 大気質の現状値は基準を満たしているとあるが表中はなぜ計算値となっている。見ている住民はいい加減な資料だと感じているのでは。	○			
					308	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 46頁 事業への実施による大気質への影響は基準を満たしているとあるがこの予想結果を導き出した根拠である条件を示すこと。自然界では気温・湿度・風速・風向・季節(偏西風)・天候(晴・雨・曇・雪等)・など様々な条件が入りまじり合うもの。これら自然界で起こり得る条件の中でどのケースで二酸化炭素や浮遊粒子状物質、降下ばいじんが最大化すると考えたのかを明示してほしい。その条件で住民が納得いくのか。シュミレーション条件とその結果を提示の事。識者が精査することで信憑性を判断したい。	○			
					309	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 47頁 現状の表流水の値を明示すること。大事な事は産廃埋め立て開始前の状態と開始後の変化がどのようになっていくのかが重要 ※規格に入っているからOKではダメ。住んでいる環境が悪くなっていく度合いを時系列的に住民が把握できる環境を作り(見える化)監視できる体制が整わないとダメ ※現状低レベルの汚染が産廃持込後規格値は満足するが何倍にも跳ね上がっていても問題なしと言われかねないため現状の数値明示が大事である。	○			
					310	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 48頁 浮遊物質予想結果が出ているが、これについてもどのように算出したかの詳細を公開の事。乾燥状態が続き工事車両の出入りが多く風速も高めなど想定している最悪で判断すること。	○			
					311	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 48.49頁 猛毒のダイオキシン濃度が冬季でNo.1とNo.2で6倍も違う予測はどこから来るのか。また基準値(C類型)の1以下に対しても余裕のない数値になっているが問題と考えないのか。ダイオキシンの現状レベルを示さないと産廃搬入後の影響がどう変わってきたのかわからないため明示すること。これについても予測した時の条件を明確に示すこと。	○			
					312	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 50頁 Cuのイオン濃度が高くなると稲の葉に黒褐色の斑紋が表れることがあり米の収穫量が減少する恐れや人体への健康被害も心配される。予想値をどのように算出したのか。基準値としている0.02以下に緊迫詳細の公開を求める。また、自主基準1.8mg/Lは何を言っているのか要説明すること。水素イオン濃度(ph)・全窒素・電気伝導も基準値に全く余裕なし。基準値をオーバーする条件が他にあるのでは。どのような条件で算出したのか詳細を示すこと。また、基準値に余裕がないのに1回/月の測定判断で良いのか。基準値超過の場合、原因産廃の搬入を中断しても当分基準値オーバの汚染水垂れ流しは続くそれでも1回1月の測定で良いと考える根拠を示すこと。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					313	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 51頁 地下水が高い水位で維持されていると言うことは産廃からに汚染水がにじみ出た場合、容易に流域河川へ流れ出す恐れが大ということか。またそれを産廃業者として認めるということか。	○			
					314	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 54頁 悪臭10未満でなく数値を示すこと。産廃搬入後の状態と比較する場合、現状の数値が明確になっていないと比較できない。また測定日および測定日の数日前までの気象条件(天候・風向き・風速・温度・湿度等)がどうだったのかを明示すること。測定条件的には降雨時後の晴天時や冬季より夏季、無風よりやや風があった場合などいろんなケースを想定して測定すべきで産廃搬入前後のデータで比較する場合、条件が異なっているとデータ値の差が何によって生まれたものなのかわからからなくなる恐れがあるため。	○			
					315	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 55頁 具体的に誰がどのように(盛土量や仮シート?など)行いそれを誰がチェックし記録に残すのか、を明確にすること。産廃が運び込まれた日は毎日実施する作業なのでいい加減にならない様、責任者を明確にしておくこと。	○			
					316	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 56頁 産廃搬入により動植物に影響大きいと確認された種については移植を行うとあるが、この範囲に存在する人家の住民や工場関係者も同様の影響を受ける恐れがあるということになるがどのように対処するつもりか。	○			
					317	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 57頁 自然環境的に見て産廃場を作る前後で市街地が21%増、落葉広葉樹林が11%減、常緑広葉樹林が43%減と変化度合いが大きい。何十年と続してきた環境が急激に変化することで生態系への影響は甚大だと考えざるを得ないが、どのように生態系への影響を軽減しようとしているのか具体案と効果度合いを示すこと。	○			
					318	（祖母懷・古瀬戸連区説明会における意見） 60頁 防災の評価基準で安全率が1.2でOKと言うのはどこから出てきたものか。安全率が1.1や1.2と言うのは航空機や宇宙関連の機器で用いられるものである。これらは最新鋭のコンピュータシュミレーションで考えられる最悪の条件で構造設計や材料選定、製造に至るまで全てのバラツキを考慮し設計されたもので、実際それを基に制作した実物(実機)で評価試験を行い確かにシュミレーションで確認した信頼性が得られたと確信出来たものに対し安全率1.1や1.2が保証できるのである。今回の様な山地を削り穴を掘って平らにしそこへ遮蔽シートを貼り付けた様な構造物として確固たる信頼性が保証された部分は全く見当たらない。山地の状態も乾地/湿地状態あり、地質も均一とは限らない。シート材や保護材についても使用条件により耐久性、対候性の劣化度合いが異なってくる。このような不確定要素が多い状況でどんな検討をして安全率を出したのか詳細説明を求める。アバウトな検討で安全率を小数点3桁まで出していること自体安全率の意味が理解できていない証拠。また、地震時のストレスをどう考えているのか。（下のセルに続く）	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						・想定震度は。 ・縦揺れの場合は。横揺れの場合は。振幅幅は。 ・振動周期は。振動持続時間は。 ・余震、本震、余震と何度か続くケースもあるがどのパターンで想定しているのか。 ・産廃場の容積詰まり具合や中身の雨水浸透状態でも変わってくるはずだがどの条件で考えているのか。その時底面や側面がどのように変形するのか。変形幅は。シート材は破れや剥がれがないのか。などなど。また、そもそも安全率といっているが何に対しての安全率なのか。埋め立て部の崩れに対する安全率なのか。汚染水遮蔽防水シートの破れ、破損による汚染水漏れに対する安全率なのか。どんな破損事象に対しての安全率なのかを明示すること。このような構造物においては安全率10、最低でも5以上必要と考えるが見解を求める。	○			
					319	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 61項 工事期間は何か月を想定しているか。工事車両が通行する道路は何処か。8時間/日稼働として1分間平均で1.25台(300×2/8/60=1.25)のダンプは、歩道のない通学路がある場所を通る道路では危険すぎる。交通誘導員を何処の区間に何人配置するのか。誰が見ても良し、と思える人員配置を求める。産廃運搬車の台数も110台/日(27.5台/時間)が毎日続く。このような状態を考えると騒音や土煙で地域住民は窓も開けられない生活が長期間続き、気が滅入ってしまうが、それに対する対策は何か考えているのか。地元車両を優先する・ピーク時には誘導員配置する・通学時間帯は極力通行にする・歩行者優先、などと書いてはいるが、誰がどのようにチェックし対処するのかを明確にすること。また地域住民から苦情が出たとき違反業者を特定できるのか。 これらのことがないよう ・管理指導者が誰なのかを決めて公開すること ・工事および産廃搬入業者全てに対し指導を定期的(工事車両については期間内に1-2回、運搬車両には2回/年程度は)に行い、そのエビデンスを公開すること。	○			
					320	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 万が一汚染水漏れの影響による被害発生時に当該業者はもちろん被害を補償する対象となるものでよいか。また申請許可した愛知県側も被害を補償する対象となるものでよいか。	○			
					321	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） 工事車両および産廃車両がタイヤに付いた泥を洗い落とす洗車場を設けているか。また、洗車で流された泥水は汚染されている危険性があるので垂れ流しではなく処理水場で処理する様になっているか。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					322	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） この事業に対する瀬戸市の立ち位置はどれか。 ・事業主からの税金が入るので計画が実行されることを望んでいる？・市民から沢山の苦情や建設反対の声が上がっているので中止を望んでいる？・市民の動向を見定めている状況で今は賛成でも反対でもない？ いずれにしても産廃場建設のOK、NG判断は愛知県側にあり、県は業者からの申請書類に不備がなければ工事案件を了承する立場にある。県がどのような判断基準で判定するのか詳細は解らないが意見書で述べたような技術的疑問に対しての見解が必ず貰えるよう要望します。県としても不具合発生の起きる危険性を事前に察知しながら了承したということは避けたいはずで業者に対しての行政指導も厳密になり、言った聞いてないという水かけ論もなくなる。	-			
					323	（祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見） そもそも我われ人間が文化的生活を望んで大量生産・大量消費してきたことによる負の遺産で発生したものの一つが産業廃棄物である。大多数の人間が現在の様な生活水準を手放す覚悟があればこのような議論(産廃処理施設建設に反対する)はおきてこないだろうが現実には困難か。瀬戸市でなくとも何処かの市で受けざるを得ない状況にある。建設予定地の住民はどこも来てくれるなど懇願するはず。そうした中で何処かで受け入れなければ社会生活は成立しない。受け入れしてくれる地域に安心・安全を担保出来るようなちゃんとした技術的裏付けを持った検討結果とそれを示す根拠やデータを示さないとこの問題は解決しないと考える。住民を適当にいなすようないい加減な資料を出すのではなく真摯に向き合い住民目線での説明を強く求める。	○			
					324	交通安全への影響への心配 処分場への搬入車両が増加する事で、通学路や生活道路の交通量が増え、子供や高齢者の安全が脅かされる事への危惧が大きい。又搬入車両が走行する道路には歩行者用道路自転車道路の整備もなく、又大型車のスレ違いも出来ない道路であり車両両同志の事故も心配である。他県、他市町村からの車両が多く、通行時間帯や、交通法規(スピード)を守らない車両が多く見られ積載物の落下などもある。有害物質などの運搬となると環境汚染が心配である。	○			
					325	産業廃棄物最終処分場のすぐ近くに水源があり処分場から有害物質が流出した場合に飲水や農業用水の汚染が心配である。	○			
					326	産業廃棄物最終処分場から発生するガスをガス抜き管より大気中に何の処理もせず放出する事になっている。有害物質が大気中に飛散され周辺住民の健康に害を加えるか心配である。	○			
					327	産業廃棄物最終処分場への産廃受入れ時何がどれだけ受入れされるのか、又されたか確認するシステムが説明になく心配である。又車輛から降す時、屋外で降しアスベスト等大気への飛散がされないか心配である。	○			
					328	猿投山北活断層が存在して、その内容についても今回の処分場周辺の断層調査をしたか。報告もなく、過去の知見のみで判断されており最終処分場付近での影響について科学的調査もされてない(報告もされていない)ので、心配である。防水シート2重(1.5mmのシート)で破損されないという保証はされているのか心配である。廃棄された産廃物の重さや圧力でシートが破損されないか心配である。地震による液状化現象は起きないか心配である。シートが波打ち現象で破損されないか心配である。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					329	大雨による汚水処理機能オーバーで汚水雨水が流出しないか、週辺の川へ流入し下流域の広範囲の自治体へ汚染が広がらないか心配である。線状降水帯による長時間に渡る豪雨は、十分今後起こりえるので時間当り雨量130m/mが1日(24時間)降ったらどうなるか心配である。汚水の処理能力の限界ではないか。	○			
					330	災害リスク最終処分場の動力源やシステムダウン時のバックアップシステムの説明がなかったので心配である。電源の途絶　福島原発事故の様な事にならないか心配である。→・水の処理不能に陥る。・コンピューター処理不能に陥る。 人材の教育・どれだけ知識を有した管理出来る人材がいるのか説明がなく心配である。	○			
					331	存続リスク　(株)東立テクノクラシーの企業の財務力が心配である。産廃処理事業の経営的なリスクをどのように考えているか説明がなく心配である。環境保全をしていく上で大変重要である。	○			
88	陶原連区自治会	-	2025/7/22	個人	332	馬ヶ城の水はとてもおいしく瀬戸の自慢の水であり私自身も昔から飲み続けてきたおいしい水、大切な水である。その水源の近くに産廃処分場を作ってしまうと、せっかくのきれいな水が汚染されてしまう危険があり、とても心配になる。農業にも使われるのでその作物に有害物質がたまることがとても心配である。	○			
					333	土砂くずれが民家に迫ってきて災害が起こらないかと心配になる。 なのでここに産業廃棄物処分場を作らないでほしい。	○			
89	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/22	個人	334	各地で絶滅危機におかれているマイコアカネの追加情報がありましたが、他の希少種についても移植を前提としており、現地に生息するいきものの生態系を考えれば、現環境の維持が不可欠であり一部のいきもの、植物等を移植するのみでは命を繋げていくことは難しいのではないか。	○			
					335	近年は猛暑と突発的な豪雨により水害や土砂崩れが頻発しており、今年も早々に梅雨明けした事により各方面での水不足が懸念される。西谷取水口が計画処分場放流水の放流位置から約150mしか離れておらず、標高差が7mあっても近年の豪雨の様子では放流水が越水して西谷取永口に流入する可能性があるのではないか。	○			
90	本地連区自治会	-	2025/7/22	個人	336	水源の近くで災害リスクも高いこの場所に処分場をつくることには強く反対する。	○			
91	本地連区自治会	-	2025/7/22	個人	337	水源の近くで災害リスクも高いこの場所に処分場をつくることには強く反対する。	○			
92	陶原連区自治会	-	2025/7/23	個人	338	猿投山活断層の存在は以前から知られており、愛知万博でも問題になった。そのような危ない場所に処分場をもってくるのはやめてほしい。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
93	山口連区自治会	-	2025/7/24	個人	339	農業委員として、株式会社東立テクノクラシーによる瀬戸市山路町での産業廃棄物最終処分場(埋立地)設置計画に強く反対する。世界的に気候変動の影響が深刻化し、天候不順による農作物の不作や食糧不足が現実味を帯びている現在、私たちが守るべきは安全で持続可能な食料供給体制と、それを支える健全な農地である。ところが、本計画はその農地環境に対して重大な脅威となるものである。仮に産業廃棄物の埋立によって地下水や土壌が汚染された場合、その影響は周辺農地にも及び、作物の安全性や生産性に深刻な悪影響をもたらしかねない。一度汚染された土地は、回復に長い年月と莫大なコストを要する上、農業利用が困難になる可能性もある。これは、農業従事者にとってだけでなく、地域全体の食と暮らしの安全を脅かすことにつながる。本来、該当の土地は「採取後は山林に戻す」という前提で使用されてきたはずであり、今回の転用計画はその約束を反故にするもので、地域社会との信頼関係を損なうものである。今、我々が守るべきは、地域の未来と食の安全です。将来の世代に汚染された土地を残すような選択をしなくてはならない。農業委員としての立場から、本産業廃棄物埋立地の設置計画に対し、断固として反対する。一度このような施設が設置されてしまえば、健康被害や自然破壊のリスクは世代を越えて続く可能性があり、いったん埋め立てられた廃棄物は二度と回収できない。私たち地域住民は、この土地を次世代に安心して引き継ぐ責任を強く感じている。よって本件に関し、次の点を強く求める。 ・当該計画の即時中止すること。許可申請の不承認すること。	○			
					340	・地域住民への十分な情報公開と意見反映の場の確保すること。	○			
					341	元々の契約通り、砂利採取後は山林に戻すことの履行すること。	-			
87-2	祖母懷連区自治会	2025/6/29	2025/7/28	自治会	342	すぐ近くに水源があり処分場から有害物質が流出した場合に飲み水や農業用水の汚染が心配である。	○			
94	八幡台連区自治会	-	2025/7/28	個人	343	地球温暖化による異常気象で日本では毎年各地で線状降水帯が発生し、想定外の記録的豪雨と集中豪雨は年々増加している。気象庁データ参考。 防水シートのある廃棄物処分場は巨大なため池と同じである。屋根のない処分場には直接降る雨水と周りの斜面からも大量の水や土砂が流入すると考えられる。この大量の水をろ過機能付きの浸出水集排水管で集めて浸出水調整ピット（廃棄物処分場に比べて極めて小さな容量）を経由し浸出水処理施設で処理して河川に放流するとのこと。しかし、豪雨の時には浸出水処理施設の能力をはるかに超える雨水が処理場に集まると考えられる。その場合には処理場から外部に浸出水処理施設で処理されない汚染水が溢れ出るのではないかと考えられる。 ・浸出水処理施設の処理能力の設計値は1時間あたり最大何ミリの雨量で1日あたり最大何ミリの雨量でさらに1週間あたり最大何ミリの雨量か。 ・浸出水調整ピットの耐水圧はいくらですか。 ・記録的豪雨で廃棄物処分場に溜まる雨量の水圧に耐えられずに漏れ出しませんか。 ・廃棄物処分場の防水シートは耐水圧、耐荷重はいくらですか。	○			
					344	設計値を提示して頂くとともに再度の説明会開催を要求する。	○			
95	東明連区自治会	-	2025/7/30	個人	345	こんなにリスクのある事業とは思わなかった。水源のこと、活断層のことなど全て心配である。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
96	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/30	個人	346	トノサマガエルの環境保全対策について質問する。環境保全対策書ではトノサマガエル属について「移植」という表現で保全を行うとされている。愛知県下のトノサマガエル属にはナゴヤダルマガエルとトノサマガエルがいることは参考文献から明らかだが、環境保全対策を立案する前に、まず現地に生息しているものがいずれであるのか、あるいは両方であるのかを再調査によって明らかにする必要がある。対象種が不明のままの環境保全対策書は未完成品であり、この段階の文書を環境保全対策書として取り扱うことには問題がある。本事業にかかわる環境保全対策書は再調査の上、再提出すべき。その際、当然のことですが、ナゴヤダルマガエルとトノサマガエルとは生息環境に違いがありますので、それに応じた保全対策を盛り込むべき。その際、過去に行われ、成功した事例があるならばそれを示すこと。ちなみに2022年に刊行された書籍「ダルマガエル生態を知って農業で守る」（農文協2022）には次のように書かれています。ダルマガエル類について「大きな問題は、保護・保全のために自然条件を考えて環境を復元し、そうした場所に導入しても、個体群はなかなか定着、増大しないことで、そうした試みは各地で行われているが、ほとんどの場合失敗している。その原因は不明である」。成功する見込みがないにもかかわらず、あたかもそれが有効であるかのように装うのではなく、過去の失敗の原因を解明し、これまでの知見を覆すような対策を示すこと。	○			
97	效範連区自治会	-	2025/7/30	個人	347	新聞記事を見る限りとうてい賛成できない。前回計画よりもアスベストなどを含んでいたり、面積も大きい。県内の産業廃棄物の最終処分場が瀬戸に集中しすぎている。	○			
98	效範連区自治会	-	2025/7/30	個人	348	水源地から70mしか離れていなくて飲み水の影響が心配である。	○			
					349	猿投山活断層から近く災害リスクも高まる。	○			
99	本地連区自治会	-	2025/7/30	個人	350	自分自身も瀬戸市に産廃施設が多く有との事。皆さんも知っているか。	-			
					351	県の申し来に応じてばかりで反対意見をもっと取り上げてほしい。	-			
					352	御社の現在の処分場が何か所有するか知りたい。今はどうなっているか、もう満杯なのか。	○			
					353	私達もゴミを少しでも減らす努力が必要。終活をする歳になり自分達もゴミを出す事になり心配。	-			
100	祖母懷連区自治会	-	2025/7/31	個人	354	瀬戸市の狭い土地に県外からの産業廃棄物を捨てることは市民の健康が心配であり反対する。	○			
101	祖母懷連区自治会	-	2025/7/31	個人	355	私の家には井戸があり地下水の汚染の心配がある。	○			
					356	産業廃棄物を出した企業の責任において処分すべき。廃棄物を捨てるのではなく安全な他の利用法はないものか。	-			
102	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	357	水源から70mこれはまさに同一地と同じ。そこへ大規模な産廃施設を作ること、大変危険なことである。愛知県内の全産廃施設の4割を瀬戸市は受け入れている。これ以上引き受ける必要はない。瀬戸とその住民を大切にしてほしい。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
103	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	358	企業の良心に問う。全くの素人である。風聞によると、旧土地の所有者と地元の自治会との間において「産業廃棄物は持ち込まない」と言う約束があったと聞いた。従って、その土地を譲渡された(株)東立テクノクラシーは、その約束を含めた物件を手に入れたと思う。その約束を反故にする為に、他企業に売却されたのか、「アンドウコウギョウ」と同ビルに事務所がある東立テクノクラシーへ譲渡されたのは、「悪だくみ」な事業計画ではないか。貴社に良心はあるか。あえて聞くが、その付近に家族、親戚の住居を建て、生活できるのか。	○			
104	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	359	瀬戸には今でも沢山の産廃がある。もうこれ以上危険な産廃はいらない。	-			
105	祖母懷連区自治会	-	2025/7/31	個人	360	地元との約束で森林復元地域を守って頂きたい。愛知県は県有林が多いので（別の土地を）探して頂きたい。	○			
106	山口連区自治会	-	2025/7/31	個人	361	かつてオオタカが営巣する森として、愛知万博の開発から守られた海上の森に隣接する場所に産廃場が造られるのは、驚きである。貴重な動植物もあると思う。生態調査はやられているのか。	○			
					362	近年は震度6強以上の地震が頻発している。瀬戸市にも猿投山北活断層があり、もし大きな地震がおきれば産廃場も被害を受ける。有毒物質を含む産廃場の遮水シートが破れた場合汚染水が川や地下水へ流れ出すことが考えられる。川は子供たちが入って遊んだり農業用水としても利用されている。	○			
107	品野連区自治会	-	2025/7/31	個人	363	愛知県内の産廃施設の約4割が瀬戸市に集中しているとの事。なぜ瀬戸市ばかりが、犠牲にならないといけないのか。どうして他の地域の人達が出した産廃を、瀬戸市に持ってくるのか。	○			
					364	健康被害が心配である。 産廃施設は瀬戸市にとって何の益もないと思います。このままでは瀬戸市のイメージが「陶器の街」「藤井くんの出身地」そして「産廃の街」となる。いや、もはや現在もそうです。そうなると、若い人口は、ますます流出して、新しい人達の流入が減少する。街は、今以上に繁栄から遠ざかっていく。瀬戸市民の土地価格も下がっていく。私達の資産が失われていく。絶対にこれ以上産廃は作るべきではない。	○			
108	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/31	個人	365	環境保全対策書では現地調査を行う前にいくつかの文献を参考にしている。しかし、調査実施からすでに4年が経過し、既存資料の陳腐化が進んでいる。資料が古くなっていたとしても、環境対策をないがしろにする免罪符にはならない。愛知県のレッドデータブックはすでに第五次のリストが公開されている。海上の森調査報告書も年々発刊されている。新しい知見を採用したうえで環境影響評価を行うべき。	○			
					366	維管束植物や昆虫などすでに調査がされている分類群についてそれぞれ調査実施日を確認した。おおむね四季ごとに2日間の調査が行われているようである。通算してもわずか8日間の調査では精度に疑問が残る。たとえば現地に生育している可能性が高い菌従属栄養植物は小さく見つけにくく、調査者泣かせである。それが調査結果にはひとつとして挙げられていない。瀬戸市の同様の環境に比較的多いエンシュウムヨウラン、ヒナノシヤクジョウ、ホンゴウソウ、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなどが見落とされている可能性があり、そのなかには絶滅危惧種が含まれている。夏季から秋季にかけてさらに調査を行う必要がある。	○			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	意見書送付日 （写し又は要旨を送付）	事業者見解書提出日	意見に対する見解
109	品野連区自治会	-	2025/7/31	個人	367	管理型処分場計画でありながら、提体道珞以上の高さの盛土は安定型処分になっている。（管理型処分場設置基準違反に該当）	○			
					368	浸出水と雨水の分離排水設備が不十分で、管理型廃棄物が提体道路近くになり、その時に豪雨が発生すれば、浸出水が雨水と一緒に提体を溢れ、調整池に流入しそこから河川に直接放流される。（水質汚濁防上法違反に該当） 調整池に浸出水が混入した場合の対応：管理ピットへ送水できる配管設備を設置しておく。	○			
					369	埋立中に設置された複数のガス抜管から放出されるガスの処理施設が計画されていない。（大気汚染防止法違反に該当）	○			
					370	埋立が廃棄物と覆土材のサンドイッチ構造になっており、覆土材の仕様が透水土材である記述がない。不透水土材であれば遮水層になり「意見番号367」の現象の助長要因になる。 廃棄物と覆土材のサンドイッチ構造において有効な対策：盛土部に縦排水管(有孔管)を複数配置し浸出水排出管に誘水する	○			
					371	今回の事業は会社の売上高、利益を拡大したいとの会社方針が見え透いている。社長方針で法を守る事業の推進を目指すとの方針に反している。環境保護を第一とするなら、管理施設を残置し永久監視を会社でおこなうと宣言するべきである。市民を安心させれば協議受付が可能かと思う。	○			